

東大安環第 86 号
令和 2 年 9 月 29 日

原子力規制委員会 殿

東京都文京区本郷7丁目3番1号
国立大学法人東京大学
学長 五神 真

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
原子炉施設に係る保安規定の変更承認申請について

標記の保安規定を下記のとおり変更したいので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、変更承認申請いたします。

記

1. 変更の理由
別紙1のとおり
2. 変更の内容
別紙2のとおり
3. 施行日
別紙3のとおり
4. 変更承認経緯
別紙4のとおり

変更の理由

1. 原子力事業者等に対する検査制度の見直しのため。
2. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の制定に伴う変更のため。
3. 放射性廃棄物の管理の明確化のため。
4. その他、表記の適正化のため。

変更の内容

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設保安規定の変更箇所を新旧対照表のとおり変更する。

施行日

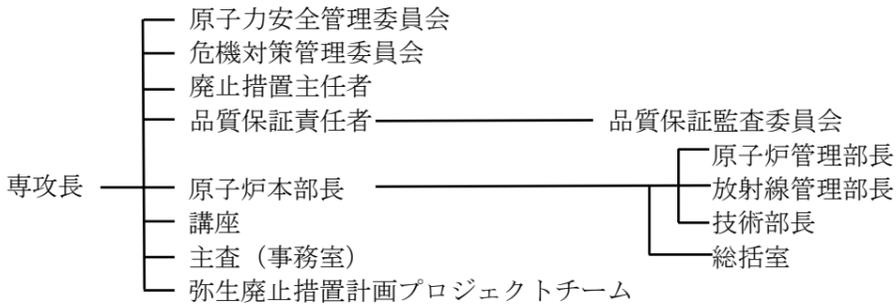
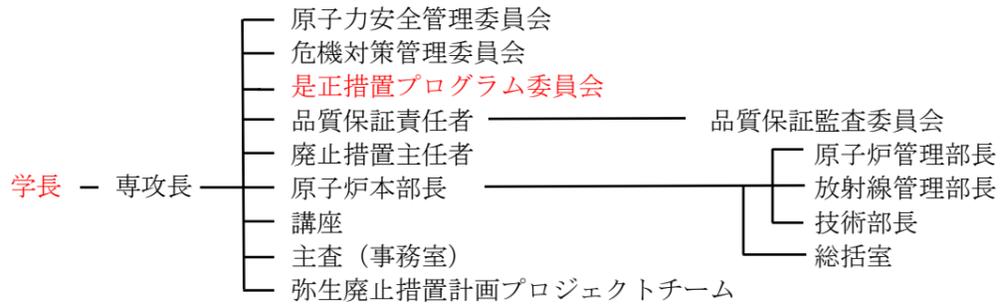
この規定は、原子力規制委員会の承認を得た日より施行する。

変更承認経緯

1. 昭和46年 4月 8日付け 46水原第102号をもって承認
2. 昭和46年 9月 8日付け 46水原第250号をもって変更承認
3. 昭和47年 6月13日付け 47水原第106号をもって変更承認
4. 昭和47年 7月18日付け 47水原第211号をもって変更承認
5. 昭和48年 4月17日付け 48水原第11号をもって変更承認
6. 昭和48年 5月 4日付け 48水原第129号をもって変更承認
7. 昭和49年 8月19日付け 49水原第202号をもって変更承認
8. 昭和50年12月19日付け 50原第9827号をもって変更承認
9. 昭和53年 2月 1日付け 53安（原規）第2号をもって変更承認
10. 昭和53年 4月 4日付け 53安（原規）第99号をもって変更承認
11. 昭和55年 3月 3日付け 55安（原規）第2号をもって変更承認
12. 昭和59年 3月28日付け 59安（原規）第60号をもって変更承認
13. 平成元年 3月28日付け 元水原第242号をもって変更承認
14. 平成 4年 8月21日付け 4水原第441号をもって変更承認
15. 平成 6年10月14日付け 6水原第793号をもって変更承認
16. 平成10年 2月26日付け 10水原第63号をもって変更承認
17. 平成10年 4月 7日付け 10水原第132号をもって変更承認
18. 平成12年11月30日付け 12水原第746号をもって変更承認
19. 平成13年 3月14日付け 12水原第1049号をもって変更承認
20. 平成14年10月31日付け 14水原第603号をもって変更承認
21. 平成14年11月26日付け 14水原第646号をもって変更承認
22. 平成15年 7月16日付け 15水原第357号をもって変更承認
23. 平成16年 3月31日付け 15水原第783号をもって変更承認
24. 平成16年 5月31日付け 16水原第184号をもって変更承認
25. 平成17年 3月30日付け 16水原第727号をもって変更承認
26. 平成17年 8月 3日付け 17水原第537号をもって変更承認
27. 平成19年 3月23日付け 18水原第617号をもって変更承認
28. 平成24年 9月 6日付け 24水原第201号をもって変更承認
29. 平成26年 2月21日付け 原管廃発第1402202号をもって変更承認
30. 平成26年 6月12日付け 原規規発第1406124号をもって変更承認
31. 平成28年 3月31日付け 原規規発第16033124号をもって変更承認
32. 平成29年11月27日付け 原規規発第1711278号をもって変更承認
33. 令和元年 9月25日付け 原規規発第1909254号をもって変更承認

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: right;">REG201</p> <p>東京大学大学院工学系研究科原子力専攻</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p>(昭和46年 4月 8日)</p> <p>改正 昭和46年 9月 8日 昭和47年 6月13日 昭和47年 7月18日 昭和48年 4月17日 昭和48年 5月 4日 昭和49年 8月19日 昭和50年12月19日 昭和53年 2月 1日 昭和53年 4月 4日 昭和55年 3月 3日 昭和59年 3月28日 平成 元年 3月28日 平成 4年 8月21日 平成 6年10月14日 平成10年 2月26日 平成10年 4月 7日 平成12年11月30日 平成13年 3月14日 平成14年10月31日 平成14年11月26日 平成15年 7月16日 平成16年 3月31日 平成16年 5月31日 平成17年 3月30日 平成17年 8月 3日 平成24年 9月 6日 平成26年 2月21日 平成26年 6月12日 平成28年 3月31日 平成29年11月27日 令和 元年 9月25日</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 元年 9月</u></p> <p>東京大学大学院工学系研究科原子力専攻</p>	<p style="text-align: right;">REG201</p> <p>東京大学大学院工学系研究科原子力専攻</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p>(昭和46年 4月 8日)</p> <p>改正 昭和46年 9月 8日 昭和47年 6月13日 昭和47年 7月18日 昭和48年 4月17日 昭和48年 5月 4日 昭和49年 8月19日 昭和50年12月19日 昭和53年 2月 1日 昭和53年 4月 4日 昭和55年 3月 3日 昭和59年 3月28日 平成 元年 3月28日 平成 4年 8月21日 平成 6年10月14日 平成10年 2月26日 平成10年 4月 7日 平成12年11月30日 平成13年 3月14日 平成14年10月31日 平成14年11月26日 平成15年 7月16日 平成16年 3月31日 平成16年 5月31日 平成17年 3月30日 平成17年 8月 3日 平成24年 9月 6日 平成26年 2月21日 平成26年 6月12日 平成28年 3月31日 平成29年11月27日 令和 元年 9月25日 <u>令和 年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和 年 月</u></p> <p>東京大学大学院工学系研究科原子力専攻</p>	<p>保安規定承認日の追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3）</p> <p>第2章 職務及び組織（第4条－第17条）</p> <p>第3章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理</p> <p> 第1節 運転と保守点検（第18条－第21条）</p> <p> 第2節 運転と保守点検に伴う管理（第22条－第31条）</p> <p>第4章 核燃料の管理（第32条－第35条）</p> <p>第5章 管理区域等の設定（第36条－第42条）</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p> 第1節 管理区域及び一時管理区域での遵守事項（第43条－第49条）</p> <p> 第2節 被ばく管理（第50条－第56条）</p> <p>第7章 放射性廃棄物の管理（第57条－第59条）</p> <p>第8章 非常の場合の措置（第60条－第62条）</p> <p>第9章 保安教育及び訓練（第63条・第64条）</p> <p>第10章 記録その他（第65条・第66条）</p> <p>第11章 品質保証（第67条－第71条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 職務及び組織（第4条－第17条）</p> <p>第3章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理</p> <p> 第1節 運転と保守点検（第18条－第21条）</p> <p> 第2節 弥生施設の施設管理及び定期事業者検査</p> <p> 第3節 運転と保守点検に伴う管理（第22条－第31条）</p> <p>第4章 核燃料の管理（第32条－第35条）</p> <p>第5章 管理区域等の設定（第36条－第42条）</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p> 第1節 管理区域及び一時管理区域での遵守事項（第43条－第49条）</p> <p> 第2節 被ばく管理（第50条－第56条）</p> <p>第7章 放射性廃棄物の管理（第57条－第59条）</p> <p>第8章 非常の場合の措置（第60条－第62条）</p> <p>第9章 保安教育及び訓練（第63条・第64条）</p> <p>第10章 記録その他（第65条・第66条）</p> <p>第11章 品質マネジメントシステム（第67条－第71条）</p>	<p>（ページ番号省略） 誤植の訂正</p> <p>検査制度見直しに伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、昭和32年法律第166号「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「規制法」という。)第37条第1項の規定に基づき、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻(以下「専攻」という。)に設置する原子炉施設(以下「弥生施設」という。)に係る保安について定め、もってこれに係る災害を防止することを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 弥生施設に係る保安については、法令に定めるもののほか、次条第3項の廃止措置計画における第1段階終了までを適用範囲として、この規定に定めるものとする。ただし、平成11年法律第156号「原子力災害対策特別措置法」(以下「原災法」という。)に定める事象が発生した場合にあって、原災法及び専攻の原子力事業者防災業務計画(以下「防災業務計画」という。)による措置が、本保安規定を遵守することより適切であると第5条の専攻長が判断する場合には、原災法及び防災業務計画による措置を優先することができる。</p> <p>(定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 「特別管理区域」とは、廃止措置に関する作業に際し、被ばく防止及び汚染防止のために、管理区域内に期間を限って重点的な管理を行うために設ける区域をいう。 (2) 「品質保証」とは、弥生施設に係る試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(以下「規則」という。)第15条第1項第18号による品質保証をいう。 (3) 「廃止措置計画」とは、平成24年8月24日付け24文科科第366号で承認を得た弥生施設に係る廃止措置計画を始めとし、状況を鑑みて変更承認を得た最新の廃止措置計画をいう。</p> <p>第 2 章 職務及び組織</p> <p>(弥生施設に係る管理組織体制) 第4条 弥生施設の管理を行うために、専攻に原子炉本部、講座、事務室及び弥生廃止措置計画プロジェクトチームを置く。 2 弥生施設に係る専攻の組織は、次のとおりとする。</p> 	<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第1条 変更なし</p> <p>(適用範囲) 第2条 変更なし</p> <p>(定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 「特別管理区域」とは、廃止措置に関する作業に際し、被ばく防止及び汚染防止のために、管理区域内に期間を限って重点的な管理を行うために設ける区域をいう。 (2) 「品質マネジメントシステム」とは、弥生施設に係る試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(以下「規則」という。)第6条の3に定められる保安に係る品質管理に必要な体制をいう。 (3) 「廃止措置計画」とは、平成24年8月24日付け24文科科第366号で承認を得た弥生施設に係る廃止措置計画を始めとし、状況を鑑みて変更承認を得た最新の廃止措置計画をいう。</p> <p>第 2 章 職務及び組織</p> <p>(弥生施設に係る管理組織体制) 第4条 弥生施設の管理を行うために、専攻に原子炉本部、講座、事務室及び弥生廃止措置計画プロジェクトチームを置く。 2 弥生施設に係る管理組織は、次のとおりとする。</p>  <p>(学長) 第4条の2 学長及び学長より権限を委譲された者(以下、「学長等」という。)は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。 (1) 品質方針を設定する。 (2) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(専攻長) 第5条 専攻長は、弥生施設の保安業務を統轄する。</p> <p>(原子力安全管理委員会) 第6条 専攻に原子力安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、弥生施設の保安上重要な事項及び運営に関する事項を審議する。 2 次の各号に掲げる保安上重要な事項を決定するにあたっては、委員会の審議を経るものとする。 (1) 核燃料の受払いに関すること。 (2) 規制法に基づく申請手続きを必要とする弥生施設の修理及び改造に関すること。 (3) 本規定の変更に関すること。 (4) 弥生施設の廃止措置計画に関すること。 (5) 弥生施設に係る品質保証（但し、評価（監査）を除く。）に関すること。 (6) その他専攻長が保安上必要と認める事項。 3 委員会は、専攻長を委員長とし、弥生施設の保安に関する業務に従事している者及び保安に関する学識経験者の中から専攻長が選任する委員をもって構成する。 4 専攻長は、第9条の廃止措置主任者、第10条の原子炉本部長及び第8条第1項の品質保証責任者を委員会の委員に選任するものとする。 5 委員会には、委員会の議を経て、必要に応じ部会等を設けることができる。</p> <p>(危機対策管理委員会) 第7条 専攻に危機対策管理委員会を置く。危機対策管理委員会は、弥生施設の災害対策に関する事項を審議する。 2 次の各号に掲げる災害対策上重要な事項を決定するにあたっては、危機対策管理委員会の審議を経るものとする。 (1) 災害対策の基本方針に関すること。 (2) 第61条の緊急作業団に関すること。 (3) 災害時の通報連絡に関すること。 (4) その他専攻長が災害対策上必要と認める事項。 3 危機対策管理委員会は、専攻長を委員長とし、専攻の保安に関する業務に従事している者の中から専攻長が選任する委員をもって構成する。 4 専攻長は、第9条の廃止措置主任者及び第10条の原子炉本部長を危機対策管理委員会の委員に選任するものとする。</p>	<p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取り組みに参画できる環境を整える。 (4) マネジメントレビューを実施する。 (5) 資源が利用できることを確実にする。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を組織内に周知する。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>(専攻長) 第5条 変更なし</p> <p>(原子力安全管理委員会) 第6条 変更なし</p> <p>(危機対策管理委員会) 第7条 変更なし</p> <p>(是正措置プログラム委員会) 第7条の2 専攻に是正措置プログラム委員会（以下「CAP委員会」という。）を置く。CAP委員会は、弥生施設の品質に影響を及ぼす事象を対象として必要な対応を審議する。 2 次の各号に掲げる事項を決定するにあたっては、CAP委員会の審議を経るものとする。 (1) 是正措置案の受付 (2) 是正措置案の採否の決定 (3) 採択された是正措置の完了判定 (4) 是正措置のフォローアップ 3 CAP委員会は、専攻長を委員長とし、専攻の保安に関する業務に従事している者の中から専</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(品質保証責任者及び品質保証監査委員会) 第8条 品質保証責任者は、専攻長の命を受けて、弥生施設の品質保証に係る業務を統括する。</p> <p>2 品質保証責任者の下に品質保証監査委員会を置く。品質保証監査委員会は、品質保証に係る評価（監査）を行う。</p> <p>3 品質保証監査委員会は、第4条第2項の組織に所属しない者（但し、講座に所属する者については第15条の業務協力要請がなされていない者。）の中から選任する者を委員長とし、これに専攻長が選任する委員をもって構成する。専攻長は、必要に応じ専攻に所属する者以外の者を委員長又は委員に選任することができる。</p> <p>4 品質保証監査委員会は、第67条の定めによる品質保証計画指針に基づき、定期的に開催し、その都度評価（監査）結果を品質保証責任者を通じ専攻長に報告する。</p> <p>5 専攻長は、前項の報告を尊重しなければならない。</p> <p>(廃止措置主任者) 第9条 弥生施設の廃止措置に係る保安の監督を行うため、廃止措置主任者を置く。</p> <p>2 廃止措置主任者は、専攻に所属し、原子炉主任技術者または核燃料取扱主任者の免状を有する者ないし技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者のうちから専攻長が任命する。</p> <p>3 専攻長は、原子炉主任技術者または核燃料取扱主任者の免状を有する者もしくは技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者のうちからあらかじめ代行者を選任しておくことができる。</p> <p>4 専攻長は、保安上重要な事項について廃止措置主任者に意見を求めなければならない。</p> <p>5 廃止措置主任者は、弥生施設の保安に関して必要があると認めるときには、専攻長に意見を具申することができる。</p> <p>6 専攻長は、前2項に基づく廃止措置主任者の意見を尊重しなければならない。又弥生施設に従事する者は、廃止措置主任者が保安に関して適正に行う指示に従わなければならない。</p> <p>(原子炉本部長) 第10条 原子炉本部長は、原子炉本部を統轄する。</p> <p>(原子炉管理部長) 第11条 原子炉管理部長は、次の各号に掲げる施設の保守管理業務を統轄する。</p> <p>(1) 原子炉本体 (2) 計測制御系統施設 (3) 原子炉格納施設等（原子炉実験準備室、加速装置室、クレーン、気密扉、機器搬入扉、ペネトレーション、通信設備、監視用テレビ、停止位置表示器を含む。） (4) 廃止措置計画で使用する設備類（ワイア放電加工機、遠心分離器、リザーバータンク、金庫、密封式回収ボックス、給排水系、排気系等）</p> <p>(放射線管理部長) 第12条 放射線管理部長は、次の各号に掲げる施設の保守管理業務を統轄する。</p> <p>(1) 放射線管理施設 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>2 放射線管理部長は、弥生施設に係る放射線管理及び放射性廃棄物管理に係る業務を統轄す</p>	<p>専攻長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>(品質保証責任者及び品質保証監査委員会) 第8条 学長等は、品質保証責任者を任命し、次の各号に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、学長等に報告すること。</p> <p>(3) 組織全体にわたって、安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全を確保するための認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 品質保証責任者の下に品質保証監査委員会を置く。品質保証監査委員会は、品質保証に係る評価（監査）を行う。</p> <p>3 品質保証監査委員会は、第4条第2項の組織に所属しない者（但し、講座に所属する者については第15条の業務協力要請がなされていない者。）の中から選任する者を委員長とし、これに専攻長が選任する委員をもって構成する。専攻長は、必要に応じ専攻に所属する者以外の者を委員長又は委員に選任することができる。</p> <p>4 品質保証監査委員会は、第67条の定めによる品質保証計画指針に基づき、定期的に開催し、その都度評価（監査）結果を品質保証責任者を通じ専攻長に報告する。</p> <p>5 専攻長は、前項の報告を尊重しなければならない。</p> <p>(廃止措置主任者) 第9条 変更なし</p> <p>(原子炉本部長) 第10条 変更なし</p> <p>(原子炉管理部長) 第11条 変更なし</p> <p>(放射線管理部長) 第12条 変更なし</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>る。</p> <p>(技術部長) 第13条 技術部長は、次の各号に掲げる施設の保守管理業務を統轄する。 (1) 電気設備（通信設備、監視用テレビを除く。） (2) 空調設備 (3) 原子炉附属建屋</p> <p>(総括室) 第14条 総括室は、原子炉本部長の指示に従い、原子炉本部長を補佐する。 2 総括室は、原子炉本部長が必要とする文書の受け付け及び発行に係る事務的処理を行う。 3 総括室は、原子炉本部長が必要とする記録類及び鍵の保管管理を行う。</p> <p>(講座) 第15条 講座に所属する者は、専攻長を通じて原子炉本部長から業務の協力要請がなされた場合には、次の各号に掲げる事項の業務を行うものとする。 (1) 放射線管理及び放射性廃棄物の廃棄に関すること。 (2) 弥生施設の自主検査に関すること。 2 原子炉本部長は、前項の要請を行った場合には、記録を作成し、専攻長に報告するとともに廃止措置主任者に通知するものとする。</p> <p>(主査) 第16条 主査は、次の各号に掲げる事項の業務を統轄する。 (1) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の区画管理に関すること。 (2) 人員及び車両並びに物品の周辺監視区域への出入りの管理に関すること。</p> <p>(弥生廃止措置計画プロジェクトチーム) 第17条 専攻に、廃止措置計画を円滑に進めるために、弥生廃止措置計画プロジェクトチームを設ける。 2 弥生廃止措置計画プロジェクトチームは、廃止措置計画に係る業務全体の調整を行う。また、第35条第3項第4号の専従作業班等の現場業務も行う。 3 弥生廃止措置計画プロジェクトチームは、以下の各号に定める者で構成し、チームリーダーは、専攻長が選任する者とする。 (1) 専攻長 (2) 廃止措置主任者 (3) 原子炉本部、講座及び事務室に所属する職員で、専攻長が選任する者 (4) 専攻に所属する者以外の者で、専攻長が必要に応じ選任する者 4 弥生廃止措置計画プロジェクトチームに選任された者は、廃止措置計画に係る業務を分担履行するものとする。</p> <p>第 3 章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理</p> <p>第 1 節 運転と保守点検</p> <p>(永久停止に伴う措置及び施設・設備の運転管理) 第18条 原子炉本部長は、原子炉を再起動しないことを担保するため、以下の各号に掲げる措置を遵守しなければならない。 (1) 切断（溶断）のために一旦炉心から取出した燃料は、炉心へ再装荷しない。 (2) 制御棒駆動機構に対し、駆動モータの取外しと駆動ロッドの固定を行い、解体に着手する</p>	<p>(技術部長) 第13条 変更なし</p> <p>(総括室) 第14条 変更なし</p> <p>(講座) 第15条 変更なし</p> <p>(主査) 第16条 変更なし</p> <p>(弥生廃止措置計画プロジェクトチーム) 第17条 変更なし</p> <p>第 3 章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理</p> <p>第 1 節 運転と保守点検</p> <p>(永久停止に伴う措置及び施設・設備の運転管理) 第18条 変更なし</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>までは、駆動ロッドの固定を解除しない。</p> <p>(3) 制御棒駆動機構及び制御棒の解体は、炉心に燃料が装荷された状態では行わない。</p> <p>2 廃止措置計画の中で運転管理が必要な施設・設備についての運転管理は、第11条から第13条の所掌分類に従って、原子炉管理部長、放射線管理部長又は技術部長（以下「各部長」という。）が行う。</p> <p>3 各部長は、所掌する施設・設備の運転管理を行う場合には、別表第8の2に示す記録を作成しなければならない。</p> <p>(巡視及び点検)</p> <p>第19条 各部長は、別表第9に掲げられる設備について、1日1回以上巡視をしなければならない。また、放射線管理部長は第12条第1項第2号の施設のうちの液体及び気体廃棄施設を、又技術部長は第13条第1項第1号の設備をそれぞれ1日1回以上点検しなければならない。</p> <p>2 前項の巡視及び点検は弥生施設巡視点検記録表により行うものとし、各部長は、各日の巡視及び点検担当者に実施を依頼するものとする。</p> <p>3 各部長は、第1項の巡視及び点検の結果異常を認めたときには、原子炉本部長に口頭で報告するとともに、異常発生の原因を調査し、異常を取り除くための措置を行わなければならない。</p> <p>4 各部長は、前項に関する記録を作成し、原子炉本部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子炉本部長は、第3項の報告により法令報告を必要とする異常発生と認めたときには、第66条に規定される措置を行うものとする。</p>	<p>(巡視及び点検)</p> <p>第19条 変更なし</p> <p>第 2 節 弥生施設の施設管理及び定期事業者検査</p> <p>(施設管理方針)</p> <p>第19条の2 専攻長は、施設管理方針を策定し、廃止措置主任者の相違を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(施設管理目標)</p> <p>第19条の3 原子炉本部長は、弥生施設について施設管理目標を策定し、廃止措置主任者の同意と専攻長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画)</p> <p>第19条の4 原子炉本部長は、弥生施設の設備、機器について、各部長と協議の上次の各号に掲げる事項を定めた施設管理計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 巡視（保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止措置を含む。）に関すること。</p> <p>(7) 施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 原子炉本部長は、前項の施設管理実施計画について廃止措置主任者の同意と専攻長の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画に基づく施設管理とそれにかかる有効性評価)</p> <p>第19条の5 原子炉本部長は、弥生施設の設備、機器について施設管理実施計画に定めるところにより、施設管理を実施しなければならない。</p> <p>2 原子炉本部長は施設管理の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p>	<p>検査制度見直しに伴う変更（第2節の追加）</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施設定期自主検査及び自主検査) 第20条 原子炉本部長は、各部長を通じ、以下の各号に掲げる弥生施設の施設定期自主検査を行わなければならない。ただし、廃止措置計画書に示す設備の性能を維持すべき期間に限る。 (1) 計測制御系統施設に含まれる計器及び放射線管理施設に含まれる放射線測定器の校正を年1回 (2) 前号に掲げるものを除く別表第9に掲げる保安上特に管理を必要とする設備の性能検査を年1回（ただし、分解検査については、10年に1回以上行うこととする）</p> <p>2 各部長は、所掌する施設についての保守点検を自ら期間を定め定期的に行わなければならない。又保守点検を行った場合には、その旨を記録し、原子炉本部長に報告しなければならない。 3 各部長は、廃止措置計画に基づき設備の性能を維持すべき必要がなくなった場合には、原子炉本部長の承認を受け、その旨を設備に掲示しなければならない。 4 原子炉本部長は、第1項の施設定期自主検査及び第4項による臨時自主検査を終えたとき又は前項の報告を受けたときには、専攻長に報告するとともに、廃止措置主任者に通知しなければならない。 5 専攻長は、前項の報告（臨時自主検査を除く。）により定期的な保守点検以外の検査が必要と認めるときには、原子炉本部長に対し臨時自主検査を行うよう命ずることができる。</p> <p>(修理及び改造) 第21条 原子炉本部長は、前条第1項から第3項による自主検査等の結果に異常を認めた場合には、関係者に対し修理又は改造のための指示をしなければならない。 2 原子炉本部長は、前項の異常が法令報告を必要とする異常発生と認めるときには、第66条に規定される措置を行うものとする。 3 原子炉本部長は、弥生施設の修理又は改造を行う場合において、その修理又は改造が規制法に基づく申請手続きを必要とするとき認めるときには、専攻長を通じて委員会の承認を得なければならない。 4 原子炉本部長は、前項の修理又は改造の結果を委員会に報告しなければならない。</p> <p>第 2 節 運転と保守点検に伴う管理</p> <p>(弥生施設内作業計画書) 第22条 以下の各号に掲げる内容の作業を行う者は、原子炉本部長に弥生施設内作業計画書をあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。 (1) 原子炉本体に関わる作業 (2) クレーンを使用する作業 (3) 核燃料物質を使用する作業 (4) RIを使用する作業 (5) 管理区域内で火気を使用する作業 (6) 危険物を使用する作業 (7) 圧縮空気を使用する作業 (8) 高電力容量を必要とする作業 (9) 気密大扉の開閉を必要とする作業</p>	<p>(定期事業者検査の実施計画) 第19条の6 原子炉本部長は、定期事業者検査を実施しようとするときには、次の各号に掲げる事項を定めた検査計画を策定し、廃止措置主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査項目 (3) 予定期間</p> <p>(定期事業者検査及び自主検査) 第20条 原子炉本部長は、各部長を通じ、以下の各号に掲げる弥生施設の定期事業者検査を行わなければならない。ただし、廃止措置計画書に示す設備の性能を維持すべき期間に限る。 (1) 計測制御系統施設に含まれる計器及び放射線管理施設に含まれる放射線測定器の校正を年1回 (2) 前号に掲げるものを除く別表第9に掲げる廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）の性能検査を年1回（ただし、分解検査については、10年に1回以上行うこととする）</p> <p>2 各部長は、所掌する施設についての保守点検を自ら期間を定め定期的に行わなければならない。又保守点検を行った場合には、その旨を記録し、原子炉本部長に報告しなければならない。 3 各部長は、廃止措置計画に基づき設備の性能を維持すべき必要がなくなった場合は、その旨を設備に掲示し、原子炉本部長に報告しなければならない。 4 原子炉本部長は、第1項の定期事業者検査及び第5項による臨時自主検査を終えたとき又は前項の報告を受けたときには、専攻長に報告するとともに、廃止措置主任者に通知しなければならない。 5 専攻長は、前項の報告（臨時自主検査を除く。）により定期的な保守点検以外の検査が必要と認めるときには、原子炉本部長に対し臨時自主検査を行うよう命ずることができる。</p> <p>(修理及び改造) 第21条 変更なし</p> <p>第 3 節 運転と保守点検に伴う管理</p> <p>(弥生施設内作業計画書) 第22条 変更なし</p>	<p>検査制度見直しに伴う変更</p> <p>同上</p> <p>表記の適正化</p> <p>表記の適正化及び誤植の訂正</p> <p>第2節の追加による変更</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(10) 騒音作業がある作業 (11) 定時外に管理区域内で行う作業 (12) その他原子炉本部長が必要と認める作業</p> <p>2 原子炉本部長は、弥生施設内作業計画書による作業の申請に対し、必要と認めるときには、保安上の注意及び指示を行う。</p> <p>3 原子炉本部長は、承認した弥生施設内作業計画書を関係者に配布しなければならない。</p> <p>(保安担当班) 第23条 原子炉本部長は、弥生施設内作業計画書による作業に対し、保安上必要と認める場合には、原子炉本部に所属する人員で保安担当班を構成し、作業に係る保安の指導及び監督にあたるものとする。</p> <p>(炉心集合体の駆動手順) 第24条 炉心集合体（以下「集合体」という。）の駆動は、原子炉管理部長の指示のもとに、以下の各号に掲げる事項を含む手順に従って行う。</p> <p>(1) 駆動にあたっては、計測制御系（核計装（起動系））及び原子炉室系の空間線量率監視用モニタ計装を作動状態にする。</p> <p>(2) 駆動作業にあたって、必要な作業者の配置を確認し、あらかじめ作業内容について十分な確認を行う。</p> <p>(3) 駆動開始及び終了にあたっては、YAYOI OPERATIONAL CHECK SHEET (FORM-4) 及び YAYOI OPERATIONAL CHECK SHEET (FORM-3) を使用して 制御室側及び原子炉室側の点検を実施する。</p> <p>(4) 原子炉室側作業者は、前号による駆動前点検により異常のないことを確認した後に原子炉室側OKスイッチ（補機室内設置）を生かし、制御室側へ駆動OKの旨を通知する。</p> <p>(5) 駆動開始にあたり制御室側作業者は、拡声装置等により駆動を開始する旨を原子炉室側へ連絡する。</p> <p>(6) 駆動中にあつては、原子炉室側及び制御室側ともに駆動状況を十分に監視し、異常と思われる際には緊急停止スイッチにより停止を行い、互に状況の確認を行う。</p> <p>(7) 集合体を各停止位置に停止固定する際には、前進駆動操作にて停止させた後に固定を行う。（ただし、停止位置Ⅰを除く。）</p> <p>(8) 駆動作業にあたっては、放射線管理部員が作業に伴う放射線管理を行い、線量当量率を測定し、記録する。特にA反射体部が通路枠遮蔽体内及び停止位置Ⅶ側へ移動されている場合には、被ばく防止に注意する。</p> <p>(9) 駆動作業に伴い異常が判明した際の措置は、次条に定める事項に従って行う。</p> <p>(炉心集合体駆動前後の点検及び駆動中の監視における異常) 第25条 制御室側作業及び炉室側作業者は、前条の点検及び監視の結果異常を認めるときには、以下の各号に掲げる措置を行わなければならない。</p> <p>(1) 異常の拡大防止に努めるとともに、異常発生時の状況に関する記録を作成する。</p> <p>(2) 原子炉管理部長を通じ、原子炉本部長に異常発生について口頭で報告し報告時刻を記録する。又その原因が機器の故障によるものと判断される場合には、当該機器を所掌する各部長に口頭で報告し、報告時刻を記録する。</p> <p>2 前項第2号の報告を受けた各部長は、機器の故障の原因を調査し、保守を行い、保守内容と結果について記録し、原子炉本部長に報告しなければならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、第1項第2号及び前項の報告を受けたときには、関係者に対し事態に対処するための指示をしなければならない。（ただし、正常に保守が終了した場合を除く。）</p> <p>4 原子炉本部長は、前項の報告により法令報告を必要とする異常発生と認めるときには、第66条に規定される措置を行うものとする。</p> <p>(制御室入口扉の管理) 第26条 原子炉本部長は、制御室の出入りの管理を行う。なお、業務に支障があると認められた場合に</p>	<p>(保安担当班) 第23条 変更なし</p> <p>(炉心集合体の駆動手順) 第24条 変更なし</p> <p>(炉心集合体駆動前後の点検及び駆動中の監視における異常) 第25条 変更なし</p> <p>(制御室入口扉の管理) 第26条 変更なし</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>は、人物の退去等を命ずることができる。</p> <p>(パーソナル気密扉の管理) 第27条 原子炉管理部長は、パーソナル気密扉の管理を行う。格納施設へ出入りする者は、原子炉管理部長の指示に従わなければならない。</p> <p>(機器搬入用気密大扉の管理) 第28条 原子炉管理部長は、機器搬入用気密大扉（炉室壁大扉及び実験準備室壁大扉）の管理を行う。原子炉管理部員は、該当区域の空調停止を確認した後に扉の開閉操作を行う。このとき、緊急を要する場合以外には、2つの扉の同時開放は行わないものとする。又手動により扉の開閉操作を行う場合には、2名以上の人員で行わなければならない。</p> <p>(鍵の管理) 第29条 総括室は、以下の各号に掲げる原子炉に関する鍵を保管管理し、弥生施設内作業計画書に基づき、その一部の管理を同計画書に対し原子炉本部長の承認を得た者に移管するものとする。 (1) 集合体駆動主キー (2) パーソナル扉用、気密大扉用、補機室及び通路枠遮蔽体扉用の各キー 2 前項の承認を得た者は、担当する作業に際して、管理を移管された鍵の使用管理を行い、担当の作業の終了にあたっては移管された鍵を総括室に返却しなければならない。 3 第1項の鍵の移管とその返却にあたっては、記録するものとする。</p> <p>(実験孔及びコラム等の取扱い) 第30条 保守点検に際し、実験孔及びコラム等を取扱うときには、以下の各号に掲げる事項に従って行う。 (1) 作業は、原子炉管理部長の指示のもとに、弥生施設内作業計画書に基づいて、原子炉管理部員が行う。 (2) 取りはずしたプラグについては、かならずその線量当量率を測定し、通路枠遮蔽体部のプラグストレイジ部ほかの定められた位置に保管する。 (3) 実験孔及びコラム等を開孔状態で放置する場合には、誤って物が落ち込むことや人が立入ることのないように処置を施す。</p> <p>(クレーン作業) 第31条 原子炉室及び実験準備室に設置されているクレーンの作業を行う場合には、以下の各号に掲げる事項に従って行う。 (1) 作業は、原子炉管理部長の指示のもとに、弥生施設内作業計画書に基づいて、原子炉管理部員が行う。 (2) 作業は、かならず2名以上の人員で行う。 (3) 作業の終了にあたっては、かならずクレーンを所定の位置に戻し、操作電源を切る。</p> <p>第 4 章 核燃料の管理</p> <p>(払出し) 第32条 原子炉本部長は、核燃料の払出しを計画する場合には、専攻長を通じて委員会の承認を得なければならない。 2 原子炉本部長は、核燃料の払出しを行うときには、払出し相手先と十分な協議を行い、又払出し対象の核燃料を検査しなければならない。 3 前項の核燃料の払出しについては、廃止措置計画に基づく切断（溶断）後の被覆材を含むものとする。</p> <p>(運 搬)</p>	<p>(パーソナル気密扉の管理) 第27条 変更なし</p> <p>(機器搬入用気密大扉の管理) 第28条 変更なし</p> <p>(鍵の管理) 第29条 変更なし</p> <p>(実験孔及びコラム等の取扱い) 第30条 変更なし</p> <p>(クレーン作業) 第31条 変更なし</p> <p>第 4 章 核燃料の管理</p> <p>(払出し) 第32条 変更なし</p> <p>(運 搬)</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第33条 原子炉本部長は、核燃料を運搬するときには、いかなる場合においてもこれが臨界に達することがないようにしなければならない。</p> <p>2 原子炉本部長は、運搬のために核燃料を封入した容器を運搬機器に積付けるときには、破損等が生ずるおそれのあるものは吸収材等汚染のひろがり防止をすることができる材料で包むほか、運搬中に容器の移動、転倒又は転落のおそれが生じないように措置を講じなければならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、核燃料を運搬する場合には、同一の運搬機器に昭和53年科学技術庁告示第10号「核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示」（以下「運搬技術に関する告示」という。）第5条に定められる危険物と混載してはならない。</p> <p>4 原子炉本部長は、核燃料を管理区域以外に運搬する場合には、前各項に定める事項のほか、規則第12条に定められる事項に対する措置を講じなければならない。</p> <p>（貯 蔵）</p> <p>第34条 原子炉本部長は、核燃料を貯蔵する場合には、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) いかなる場合にも臨界に達する恐れがないようにすること。</p> <p>(2) 廃止措置計画の中で、炉心から取出し、譲渡に必要な措置を施した後の濃縮ウラン燃料体を払出し前に貯蔵する場合には、原子炉本体重コンクリート遮蔽体高速中性子柱（以下「FC」という。）又は熱中性子柱（以下「TC」という。）内に貯蔵すること。</p> <p>(3) FC及びTCには、施錠措置を施すこと。</p> <p>(4) FC又はTC内に核燃料の貯蔵在庫がある場合には、貯蔵中の核燃料の形状と寸法、核燃料物質の種類、貯蔵量及び貯蔵上の必要な注意事項をFC又はTC内に掲示すること。</p> <p>(5) FC又はTC内に核燃料の貯蔵在庫がある場合には、次に掲げる事項を毎月1回以上点検し、貯蔵状態に異常のないことを確認すること。</p> <p>イ 核燃料の在庫量に関すること。</p> <p>ロ 専用収納缶の個数及び外観（封印を含む。）の異常の有無に関すること。</p> <p>ハ その他、原子炉本部長が必要と認める事項。</p> <p>2 原子炉本部長は、前項第5号の点検の結果異常を認めるときには、関係者に対し事態に対処するための指示をしなければならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、前項の異常が法令報告を必要とする異常と認めるときには、第66条に規定される措置を行うものとする。</p> <p>（廃止措置計画の中での切断（溶断）対象燃料体の取扱い）</p> <p>第35条 原子炉本部長は、炉心から燃料体を取出す際には、取出しの都度、燃料体の取出しに関する指示書を作成し、専攻長の承認と廃止措置主任者の同意を得なければならない。</p> <p>2 原子炉本部長は、炉心から燃料体を取出す場合には1体のみとし、取出した1体分の切断片が専用密封収納缶に密封された状態で、FC又はTC内に保管されるまでは、次の燃料体の取出しを行ってはならない。ただし、気中で行う計量管理上の検査のために燃料を炉心から取出さざるを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>3 原子炉本部長は、以下の各号に掲げる内容を含む燃料体を取扱う作業に関する作業要領をあらかじめ作成し、専攻長の承認と廃止措置主任者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 作業目的に関すること。</p> <p>(2) 作業手順に関すること。</p> <p>(3) 作業期日と作業工程に関すること。</p> <p>(4) 弥生廃止措置計画プロジェクトチーム内の専従作業班構成と作業指揮体制に関すること。</p> <p>(5) 臨界防止、被ばく防止及び汚染防止に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 作業に使用する設備類の使用前後の点検及び保守に関すること。</p> <p>(7) 作業の進捗記録に関すること。</p> <p>(8) その他、原子炉本部長が必要と認める事項。</p> <p>4 第3項第2号の作業手順は、廃止措置計画に定められる以下の手順等に従うものとする。</p> <p>(1) 作業は、原子炉室内ですべて行う。</p> <p>(2) 切断（溶断）対象となる燃料体1体を炉心から取出す。対象外の燃料体は、第2項の但し</p>	<p>第33条 変更なし</p> <p>（貯 蔵）</p> <p>第34条 変更なし</p> <p>（廃止措置計画の中での切断（溶断）対象燃料体の取扱い）</p> <p>第35条 変更なし</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>書きに定める場合を除き、炉心内に残しておく。</p> <p>(3) 炉心から取出した燃料体について、検査（計量管理、線量率及び汚染チェック等）を行った後、切断（溶断）作業場所へ移し、ワイア放電加工機を使用して、脱被覆のための分割切断（溶断）を行う。</p> <p>(4) 前号の切断（溶断）及び脱被覆作業を終える毎に、ワイア放電加工機の洗浄を行い、水槽内の水替えを行う。</p> <p>(5) 脱被覆された切断片毎に、計量管理を行って、専用密封収納缶へ収納する。</p> <p>(6) 専用密封収納缶には不活性ガス（窒素）を封入し、密閉した状態のまま、F C又はT C内で保管する。</p> <p>(7) 燃料体から取りはずした被覆材については、専用密封缶へ収納する。</p> <p>(8) 切断（溶断）途中の燃料体や切断片が途中まで収納された状態の専用密封収納缶は、作業場所で管理し、継続して行う切断作業まで常時カメラで監視する。</p> <p>(9) ウラン切粉を含む水は、切断（溶断）中にある場合は、常時遠心分離器を通過し、加工槽及び汚水槽並びにその一部は遠心分離器の回収容器内に散在する。1体分の脱被覆作業を終えた時点で、回収作業場に設置する大型蒸留器に移し、蒸留して減容する。</p> <p>(10) 前号の大型蒸留器で減容したウラン切粉を含む水は、更に段階的に蒸留減容し、粉体化してウラン切粉を回収する。</p> <p>(11) 蒸留法で処理した水は、既設の液体廃棄物用貯溜槽へ移す。</p> <p>(12) 同項第6号で保管している切断片は、適切な時期に輸送容器に詰め替え、F C又はT C内で保管する。</p> <p>第 5 章 管理区域等の設定</p> <p>(管理区域等の設定基準) 第36条 弥生施設に係る管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定基準等は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(管理区域) 第37条 管理区域は、別図第1及び第2に掲げるとおりとする。 2 原子炉本部長は、業務上必要な者を除き管理区域に人をみだりに立入らせてはならない。</p> <p>(一時管理区域) 第38条 原子炉本部長は、前条で設定した以外の場所で平成二十七年原子力規制委員会告示第八号「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量限度等を定める告示」という。）第1条に規定される線量等を超え又は超えるおそれのある場所が生じた場合には、その区域を一時管理区域に指定しなければならない。 2 原子炉本部長は、前項により指定された一時管理区域に対して、その原因の調査を放射線管理部長に命ずるとともに、当該区域の線量率の低減及び汚染の除去等その区域を一時管理区域の指定から解除するために必要な指示を関係者に対して行わなければならない。 3 原子炉本部長は、一時管理区域を指定したときには、専攻長に報告するとともに、廃止措置主任者に通知しなければならない。 4 原子炉本部長は、一時管理区域の境界及び専攻内のなるべく公共的な場所に一時管理区域の指定範囲及び指定期間を公示しなければならない。 5 原子炉本部長は、第2項の指示に基づき必要な措置を行った結果、当該区域の線量等が第1項の線量等を超えるおそれのなくなった場合には、一時管理区域の指定を解除することができる。 6 原子炉本部長は、前項の解除を行ったときには、専攻長に報告するとともに、廃止措置主任者に通知しなければならない。</p> <p>(特別管理区域) 第39条 原子炉本部長は、必要と判断した場合には、特別管理区域を設定することができる。</p>	<p>第 5 章 管理区域等の設定</p> <p>(管理区域等の設定基準) 第36条 変更なし</p> <p>(管理区域) 第37条 変更なし</p> <p>(一時管理区域) 第38条 変更なし</p> <p>(特別管理区域) 第39条 変更なし</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2 原子炉本部長は、特別管理区域を設定した場合には、柵等の区画物によって区画し、標識を設けて他の区域との区別を明らかにし、人の立入り及び物品の出入りの管理に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特別管理区域の解除は、原子炉本部長が指示するものとする。</p> <p>(保全区域) 第40条 保全区域は、別図第1及び第2に掲げるとおりとする。 2 原子炉本部長は、業務上必要な者を除き保全区域に人をみだりに立入らせてはならない。</p> <p>(周辺監視区域) 第41条 周辺監視区域は、別図第1に掲げるとおりとする。 2 主査は、業務上必要な者を除き周辺監視区域に人をみだりに立入らせてはならない。</p> <p>(区域の区画と標識) 第42条 放射線管理部長は、管理区域、一時管理区域、保全区域及び周辺監視区域の境界とその出入口に別図第3に示す標識を設けるとともに、一時管理区域にあっては当該区域を柵等で区画し又は明らかに他の場所と区別しなければならない。 2 主査は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を柵等で区画し又は明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 管理区域及び一時管理区域での遵守事項</p> <p>(管理区域及び一時管理区域への立入制限) 第43条 原子炉本部長は、管理区域及び一時管理区域において、弥生施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務（以下「放射線業務」という。）に従事する者（以下「放射線業務従事者」という。）をあらかじめ指定しておかななければならない。 2 原子炉本部長は、放射線業務従事者としての指定の必要がなくなった者に対しては、速やかに指定の解除を行うものとする。 3 原子炉本部長は、放射線業務従事者以外の者を管理区域及び一時管理区域に立入らせてはならない。ただし、以下の者についてはこの限りではない。 (1) 1回の立入りに係る線量が 100マイクロシーベルトを超えないことが明らかな場合であって原子炉本部長が許可した者（以下「一時立入者」という。） (2) 国等による検査の目的で立入る者 (3) 緊急時における消火作業の目的で立入る公設消防署員等</p> <p>(受入手続き) 第44条 放射線業務従事者の指定を受けようとする者は、専攻に所属する職員を通じ、放射線管理部長に以下の各号に掲げるものを提出し、確認を受けなければならない。 (1) 個人管理届 (2) 被ばく履歴 (3) 放射線業務従事者に係る健康診断記録 (4) 教育訓練記録 (5) 指定期間に関する事項 2 前項の指定を受けようとする者で専攻以外に所属する者は、所属元で放射線業務従事者の認定を受けている者でなければならない。 3 放射線管理部長は、前2項について確認を行った場合には、原子炉本部長に報告しなければならない。又第1項第5号の指定期間を経た場合も同様とする。 4 一時立入者として管理区域及び一時管理区域に立入る者は、専攻に所属する職員を通じ弥生施</p>	<p>(保全区域) 第40条 変更なし</p> <p>(周辺監視区域) 第41条 変更なし</p> <p>(区域の区画と標識) 第42条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 管理区域及び一時管理区域での遵守事項</p> <p>(管理区域及び一時管理区域における立入制限) 第43条 変更なし</p> <p>(受入手続き) 第44条 変更なし</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>設内作業計画書を原子炉本部長に提出し、その許可を得なければならない。</p> <p>(管理区域及び一時管理区域立入時の措置) 第45条 各部長は、弥生施設の保守点検検査のために計画被ばくや汚染の可能性のある放射線業務を行おうとするときには、弥生施設内作業計画書を原子炉本部長に提出し、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 保守点検を含め放射線業務を行おうとする放射線業務従事者は、管理区域及び一時管理区域に立入るときには、弥生施設内作業計画書を原子炉本部長に提出し、その指示に従わなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、放射線業務従事者が管理区域及び一時管理区域に立入るときには、あらかじめ個人用放射線測定器を着用させなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、一時立入者を管理区域及び一時管理区域に立入らせるときには、その者に個人用放射線測定器を着用させなければならない。ただし、複数の一時立入者が同時に立入る場合であつて、1回の立入りに係る線量が100マイクロシーベルトを超えないことが明らかである場合にあつては、代表者のみに着用させることができるものとする。</p> <p>5 放射線管理部長は、第43条第3項第3号に該当する者を除いて、管理区域及び一時管理区域に立入る者に対し、指定の衣服を着用させ又計画被ばくや汚染の可能性のある作業を行う場合には、放射線障害防止のための防護具等を用意させなければならない。</p> <p>(管理区域及び一時管理区域における立入制限) 第46条 管理区域に係る線量当量率（1cm 線量当量率をいう。）の管理基準は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>2 原子炉本部長は、管理区域及び一時管理区域のうち人が常時立入る場所において、人が被ばくするおそれのある線量が1週間につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある区域については、その周囲に柵等を設ける措置を行い、その区域への立入りを禁止しなければならない。ただし、原子炉本部長が業務上の必要により許可した者についてはこの限りでない。</p> <p>3 放射線管理部長は、管理区域及び一時管理区域のうち、表面密度が線量限度等を定める告示第4条に定められる値の10分の1を超え又は超えるおそれのある部分や物品については、不用意に人が触れないように標識を設ける等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 原子炉本部長は、管理区域及び一時管理区域のうち、表面密度が線量限度等を定める告示第4条に定められる値の2倍を超え又は超えるおそれのある区域については、その周囲に柵等を設ける措置を行い、その区域への立入りを禁止しなければならない。ただし、原子炉本部長が業務上の必要により許可した者についてはこの限りでない。</p> <p>5 原子炉本部長は、第2項及び前項のただし書きの許可をしようとするときには、廃止措置主任者と協議して、その者に立入り時間の制限、防護具の着用その他放射線管理上の必要な措置を指示しなければならない。</p> <p>(飲食等の禁止) 第47条 放射線管理部長は、管理区域及び一時管理区域内において、飲食及び喫煙をさせてはならない。</p> <p>(管理区域及び一時管理区域からの退出時の措置) 第48条 管理区域及び一時管理区域から退出しようとする者は、手、足、衣服、履物、その他身体に着用している物について、放射線管理部長が指定する表面密度の測定を行わなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の測定をさせた結果、線量限度等を定める告示第4条に定められる値の10分の1の値を超える汚染が認められた場合には、除染等の指示を行わなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の汚染が認められた場合には、原子炉本部長に報告しなければならない。</p> <p>(管理区域及び一時管理区域への物品の出入制限)</p>	<p>(管理区域及び一時管理区域立入時の措置) 第45条 変更なし</p> <p>(管理区域及び一時管理区域における立入制限) 第46条 変更なし</p> <p>(飲食等の禁止) 第47条 変更なし</p> <p>(管理区域及び一時管理区域からの退出時の措置) 第48条 変更なし</p> <p>(管理区域及び一時管理区域への物品の出入制限)</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第49条 管理区域及び一時管理区域内に立入る者は、管理区域及び一時管理区域内に業務上必要でない物品を持ち込んで서는ならない。</p> <p>2 管理区域及び一時管理区域から物品を持出そうとする者は、持出そうとする物品について、放射線管理部長が指定する表面密度及び線量当量率の測定を行わなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の測定の結果、当該物品の表面密度又は線量当量率が線量限度等を定める告示第4条に定められる値の10分の1の値及び運搬技術に関する告示第8条に定められる値を超えていることが判明したときには、当該物品の持出しを禁止するとともに、除染、梱包等汚染の拡がりの防止、被ばくの防止その他放射線管理上の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 2節 被ばく管理</p> <p>(作業の立会い)</p> <p>第50条 放射線管理部長は、計画被ばくや汚染の可能性のある作業に対しては、放射線管理部員を立会わせなければならない。</p> <p>(作業の管理)</p> <p>第51条 原子炉本部長は、管理区域内での作業において、計画被ばくや汚染の可能性のある場合には、廃止措置主任者と作業方法について協議して、放射線業務従事者の線量を可能な限り低減し又汚染の拡大防止のために必要な指示を行わなければならない。</p> <p>2 原子炉本部長は、弥生施設に災害が発生しあるいは発生するおそれがあるときには、廃止措置主任者と協議して、線量限度等を定める告示第7条に定められる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲で作業を立案し、管理しなければならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、緊急作業に従事した要員に対し、作業期間中の被ばく線量を管理するよう放射線管理部長に指示しなければならない。</p> <p>(線量の管理)</p> <p>第52条 放射線業務従事者に係る線量限度の基準は、線量限度等を定める告示第5条に定められる放射線業務従事者に係る線量限度の10分の1とする。ただし、廃止措置計画に基づく第1段階作業での放射線業務従事者に係る線量限度の基準については、線量限度等を定める告示第5条に定められる放射線業務従事者に係る線量限度の2分の1を上限として、専攻長が定めることができる。なお、基準を変更する場合には、廃止措置主任者に意見を求めるものとする。</p> <p>2 放射線管理部長は、第45条第3項及び第4項で着用させた個人用放射線測定器を使用期間の終了後に回収してその者のうけた線量を測定評価し、その結果を本人に通知しなければならない。ただし、測定評価結果が100マイクロシーベルトを超えない場合であって、あらかじめ本人に測定評価結果に有意な被ばくが認められないときには事後の通知を省略する旨を伝えてある場合にはこの限りではない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の測定評価の結果、放射線業務従事者については別表第3に掲げる保安規定による限度を、又一時立入者に係る線量については100マイクロシーベルトを超えて又は超えるおそれのある被ばくがあったときには、本人より事情を聴取しなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の有意な被ばくが認められたときには、原子炉本部長に報告しなければならない。</p> <p>(被ばく者等に対する措置)</p> <p>第53条 原子炉本部長は、第48条第 3項又は前条第 4項の報告を受けたときには、その旨を専攻長に報告するとともに、廃止措置主任者に通知しなければならない。</p> <p>2 専攻長は、前項の報告を受けたときには、その者の業務上の監督者及び廃止措置主任者と協議して、本人の再教育の実施、放射線業務従事者の指定の一時解除、健康診断の受診等の対策を講じなければならない。</p> <p>3 専攻長は、第51条第3項に定める緊急作業に従事した者に対し、健康診断を受診させなければ</p>	<p>第49条 変更なし</p> <p>第 2節 被ばく管理</p> <p>(作業の立会い)</p> <p>第50条 変更なし</p> <p>(作業の管理)</p> <p>第51条 変更なし</p> <p>(線量の管理)</p> <p>第52条 変更なし</p> <p>(被ばく者等に対する措置)</p> <p>第53条 変更なし</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>ならない。</p> <p>(放射線モニタ設備等) 第54条 定点測定用放射線モニタ設備は、別表第4に掲げるものとする。 2 屋外環境での定点線量当量測定器は、別図第1に掲げる位置に配置するモニタリングボックスに収納される TLD 等とする。</p> <p>(放射線測定) 第55条 放射線管理部長は、別表第5に掲げる放射線測定を行い、その結果を原子炉本部長に報告しなければならない。 2 原子炉本部長は、前項の報告を受けたときには、関係者に周知しなければならない。</p> <p>(汚染の除去) 第56条 管理区域内で人が触れるおそれのある物に係る表面密度の基準は、別表第6に掲げるとおりとする。 2 放射線管理部長は、管理区域内で人が触れるおそれのある物について、前項の基準を超える表面の汚染が認められた場合には、同基準以下になるように措置を講じなければならない。 3 放射線管理部長は、前項の措置を講じたときには、原子炉本部長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(固体状の核燃料物質で汚染されたもの及び放射性廃棄物でない廃棄物) 第57条 放射線業務従事者は、固体状の核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を不燃性のものと可燃性のものとに区分し、それぞれ専用の廃棄物収納箱に収納しなければならない。ただし、廃棄物収納箱に収納することが著しく困難なものは、この限りでない。 2 前項ただし書の収納困難なものの処置は、専用収納容器の用意又は梱包等についての放射線管理部長の指示に従わなければならない。 3 原子炉本部長からあらかじめ指定された放射線業務従事者は、第1項の廃棄物収納箱を廃棄物保管庫に運搬し（ただし、廃止措置計画において廃棄物の保管場所を別途指定している場合を除く）、放射線管理部員の立合いの下で、専用の金属製廃棄物収納容器に収納し、密封しなければならない。 4 前項の廃止措置計画に従って集積保管廃棄物を保管する場所と保管容量（200Lドラム缶換算）は、以下とする。 (1) 原子炉室において、保管容量は10本 (2) 実験準備室において、保管容量は20本 (3) 加速装置室において、保管容量は50本 5 放射線管理部長は、専攻に保管中の固体状の核燃料物質で汚染されたものを日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）に運搬する場合には、機構の定める所定の手続きを行い、承認を得た後に、運搬するものとする。なお、廃止措置計画に伴う雑固体の放射性廃棄物の運搬は随時行えるものとする。 6 放射線管理部長は、固体状の核燃料物質で汚染されたものを運搬する場合には、第33条第2項から第4項に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、この場合、同条の「原子炉本部長」は「放射線管理部長」に又「核燃料」は「固体状の核燃料物質で汚染されたもの」に読み替</p>	<p>(放射線モニタ設備等) 第54条 変更なし</p> <p>(放射線測定) 第55条 変更なし</p> <p>(汚染の除去) 第56条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物) 第56条の2 放射線管理部長は、廃止措置計画に基づき発生する解体廃棄物等について、その使用履歴、設置状況等から汚染がないことが明らかであるか又は汚染部分が限定されていることが明らかで、汚染部分を分離・除去したものであるものについては、放射性廃棄物でない廃棄物として管理しなければならない。</p> <p>(固体状の核燃料物質で汚染されたもの) 第57条 変更なし</p>	<p>誤植</p> <p>放射性廃棄物の管理の明確化</p> <p>表記の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>えるものとする。</p> <p>7 放射線管理部長は、廃棄物保管庫もしくは第4項に定める保管場所に廃棄物の保管在庫がある場合には、以下の各号に掲げる事項を3ヶ月に1回以上点検し、保管状態に異常のないことを確認記録しなければならない。</p> <p>(1) 保管数量に関すること。</p> <p>(2) 金属製廃棄物収納容器の保管状況の異常の有無に関すること。</p> <p>(3) 梱包状態の廃棄物の保管状況の異常の有無に関すること。</p> <p>(4) その他放射線管理部長が必要と認める事項。</p> <p>8 放射線管理部長は、前項の点検の結果異常を認めたときには、口頭で原子炉本部長に報告しなければならない。</p> <p>9 原子炉本部長は、前項の報告を受けたときには、関係者に対し事態に対処するための指示をしなければならない。</p> <p>10 原子炉本部長は、前項の報告により法令報告を必要とする異常と認めたときには、第66条に規定される措置を行うものとする。</p> <p>(液体状放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第58条 放射線業務従事者は、液体状放射性廃棄物を廃棄するときには貯溜槽に貯留しなければならない。ただし、放射線管理部長の指示がある場合にはその指示に従わねばならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、貯溜槽中の廃液の放射性物質濃度を測定し、その測定値が線量限度等を定める告示別表第1第6欄及び同別表第2第4欄に定められる濃度限度以下であるときには、機構（原子力科学研究所）の第1排水溝に排水できるものとする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の排水を行う場合には、排水中の核種、濃度及び排水量をあらかじめ機構（原子力科学研究所）に通知し、両方で排水日時を決めて行うものとする。</p> <p>4 第1項ただし書きに該当する液体状の核燃料物質で汚染されたものを機構に運搬する場合には、機構の定める所定の手続きを行い、承認を得た後に、運搬するものとする。</p> <p>5 放射線管理部長は、液体状の核燃料物質で汚染されたものを運搬する場合には、第33条第2項から第4項に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、この場合、同条の「原子炉本部長」は「放射線管理部長」に又「核燃料」は「液体状の核燃料物質で汚染されたもの」に読み替えるものとする。</p> <p>(気体状放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第59条 放射線管理部長は、弥生施設の排気口における排気中の放射性物質の1日の平均濃度が線量限度等を定める告示別表第1第5欄及び同別表第2第3欄に定められる濃度限度（以下「空气中濃度限度」という。）の100倍を超えないように管理しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の放射性物質の濃度が空气中濃度限度の100倍を超え又は超えるおそれのあるときには、原子炉本部長に口頭で報告しなければならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、前項の報告を受けたときには、関係者に対し、事態に対処するための指示をしなければならない。</p> <p>4 原子炉本部長は、第2項の報告により、法令報告を必要とする異常と認めたときには、第66条に規定される措置を行うものとする。</p> <p>第 8 章 非常の場合の措置</p> <p>(緊急措置命令)</p> <p>第60条 専攻長は、弥生施設において、原子炉若しくは核燃料物質等による重大な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、第61条に定める緊急作業団に災害対策活動を行うよう命令を発しなければならない。</p> <p>(緊急作業団)</p>	<p>(液体状放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第58条 変更なし</p> <p>(気体状放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第59条 放射線管理部長は、弥生施設の排気口における排気中の放射性物質の1日の平均濃度が線量限度等を定める告示別表第1第5欄及び同別表第2第3欄に定められる濃度限度（以下「空气中濃度限度」という。）の100倍を超えないようにするとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるように管理しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の放射性物質の濃度が空气中濃度限度の100倍を超え又は超えるおそれのあるときには、原子炉本部長に口頭で報告しなければならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、前項の報告を受けたときには、関係者に対し、事態に対処するための指示をしなければならない。</p> <p>4 原子炉本部長は、第2項の報告により、法令報告を必要とする異常と認めたときには、第66条に規定される措置を行うものとする。</p> <p>第 8 章 非常の場合の措置</p> <p>(緊急措置命令)</p> <p>第60条 変更なし</p> <p>(緊急作業団)</p>	<p>放射性廃棄物の管理の明確化（ALARAの精神に基づく活動の明確化）</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第61条 緊急作業団は、専攻長の指揮のもとに、外部通報、原子炉の応急処置、消火、避難の警告、放射線監視、汚染の監視と除去、救護、警備等の災害対策活動業務を行うものとする。</p> <p>2 緊急作業団の業務は、専攻の通常の業務に優先して行われなければならない。</p> <p>3 専攻長は、廃止措置主任者及び原子炉本部長を含む以下の要件を満たす者を緊急作業に従事させるための要員として、あらかじめ指名しておかななければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を東京大学学長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業の場合、前項に掲げる要件の他に、原子力法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>4 専攻長は、非常事態が収束したと判断した後、緊急作業団の解除を宣言する。</p> <p>(災害その他)</p> <p>第62条 弥生施設において火災、地震、爆発、異常漏洩、浸水、破壊その他外部事象に起因する災害が発生し又は発生するおそれのある事態を発見した者は、所内に拡声装置等を使用して広報するとともに、原子炉本部長にその旨を口頭で報告しなければならない。</p> <p>2 原子炉本部長は、前項の報告を受けたときには、事態の把握に努め、専攻長に口頭で報告するとともに、廃止措置主任者に口頭で連絡しなければならない。</p> <p>3 専攻長は、前項の報告により、災害の発生を認めるときには、第61条の緊急作業団を召集して、被害防止上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 専攻長は、第1項の災害が発生したときには、第66条第3項と同様の措置を行わなければならない。</p> <p>第 9 章 保安教育及び訓練</p> <p>(保安教育及び訓練)</p> <p>第63条 弥生施設に係る保安教育の実施方針は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 保安教育は、原子炉本部長が廃止措置主任者と協議の上で計画し、実施する。</p> <p>(2) 保安教育は、以下の者を対象とする。</p> <p>イ 弥生施設の管理に従事する者</p> <p>(3) 保安教育は、別表第7に掲げる内容で構成する。</p> <p>(4) 原子炉本部長は、保安教育の実施の都度、実施時期、対象者名及び実施内容を明らかにし、又その実施結果を記録し、専攻長に報告するとともに廃止措置主任者に通知するものとする。</p> <p>2 原子炉本部長は、前項の保安教育を終了した者以外の者に弥生施設の管理に従事させてはならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、既に行った保安教育の内容に変更が生じた場合及び保安教育が不十分と認められる者に対しては、再教育を行うものとする。</p> <p>(非常訓練)</p> <p>第64条 専攻長は、専攻（東海村）に配属された者に対し、非常事態が発生した場合の措置について年1回以上の訓練を行わなければならない。</p> <p>2 専攻長は、前項の訓練を実施するにあたっては、あらかじめ廃止措置主任者及び原子炉本部長と協議して訓練要領を作成しなければならない。</p> <p>3 前項の訓練要領には、以下の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 訓練実施日に関すること。</p> <p>(2) 非常事態の想定内容に関すること。</p>	<p>第61条 変更なし</p> <p>(災害その他)</p> <p>第62条 変更なし</p> <p>第 9 章 保安教育及び訓練</p> <p>(保安教育及び訓練)</p> <p>第63条 弥生施設に係る保安教育の実施方針は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉本部長は保安教育実施計画を作成し、廃止措置主任者の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 保安教育は、以下の者を対象とする。</p> <p>イ 弥生施設の管理に従事する者</p> <p>(3) 保安教育は、別表第7に掲げる内容で構成する。</p> <p>(4) 原子炉本部長は、保安教育の実施の都度、実施時期、対象者名及び実施内容を明らかにし、又その実施結果を記録し、専攻長に報告するとともに廃止措置主任者に通知するものとする。</p> <p>2 原子炉本部長は、前項の保安教育を終了した者以外の者に弥生施設の管理に従事させてはならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、別表第7に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>4 原子炉本部長は、既に行った保安教育の内容に変更が生じた場合及び保安教育が不十分と認められる者に対しては、再教育を行うものとする。</p> <p>(非常訓練)</p> <p>第64条 変更なし</p>	<p>表記の適正化</p> <p>教育内容の一部免除者の明確化</p> <p>前項の追加による変更</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(3) 訓練の内容に関すること。 (4) その他専攻長が必要と認める事項。</p> <p>第10章 記録その他</p> <p>(記 録) 第65条 原子炉本部長は、別表第8及び別表第8の2に掲げる各項目について、弥生施設の保安に関する記録を作成し、保存しなければならない。</p> <p>(事故報告) 第66条 原子炉本部長は、弥生施設について、次の各号に掲げる法令報告を必要とする異常発生を認めた場合には、専攻長に口頭で報告するとともに、廃止措置主任者に口頭で通知しなければならない。</p> <p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) 弥生施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、弥生施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき。 (3) 弥生施設の故障により、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。 (4) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質濃度が規則第14条第1項第4号の濃度限度を超えたとき。 (5) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が規則第14条第1項第7号の濃度限度を超えたとき。 (6) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。 (7) 弥生施設の故障により、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について第46条第4項に定める人の立入禁止措置を行ったとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。 イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。 ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。 (8) 弥生施設の故障により、管理区域に立入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。 (9) 放射線業務従事者について規則第8条第1項第1号の線量限度を超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。 (10) 前各号のほか、弥生施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 原子炉本部長は、前項の報告をするときには、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 事故の発生の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (3) 事故の原因 (4) 事故の後の処置 (5) 前各号に掲げるもののほか参考となる事項</p> <p>3 専攻長は、第1項の報告を受けた場合には、別図第5に掲げるルート（ただし、国・オフサイトセントラルルート及び東海ノアルートを除く。）の関係諸機関へ通報連絡しなければならない。</p>	<p>第10章 記録その他</p> <p>(記 録) 第65条 変更なし</p> <p>(事故報告) 第66条 変更なし</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第11章 品質保証</p> <p>(品質保証計画指針の策定) 第67条 専攻長は、品質保証に関し委員会を召集し、品質保証計画指針を策定しなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(品質保証活動の実施) 第68条 第4条第2項に掲げられる組織に示される者等は、第5条から第17条に定められるそれぞれの職務に関し、前条の定めによる品質保証計画指針に基づき、品質保証活動を実施しなければならない。また、品質保証活動の実施を通じ品質保証計画指針の改善の必要を認めるときには、専攻長に報告しなければならない。 2 専攻長は、前条の品質保証計画指針に基づき、第4条第2項に掲げられる組織に示される者に対し、品質保証に係る教育（品質保証責任者及び内部監査員が職務遂行のために必要な教育並びに品質保証に係る組織に属する者が保安に関し必要な個々の事項の職務遂行のために必要な教育）を実施しなければならない。</p> <p>(品質保証活動の評価（監査）) 第69条 品質保証計画指針に基づき、品質保証活動の評価（監査）は、第8条第2項に定められる品質保証監査委員会が行う。 2 品質保証計画指針に基づき、専攻長は、第8条第4項の報告に基づく不適合の管理及び品質保証活動の評価の結果改善が必要な場合には、関係者に対し品質保証計画指針の改善他の必要な指示等を行わなければならない。</p> <p>(品質保証計画指針の継続的な改善) 第70条 専攻長は、品質保証計画指針に基づく定期的なマネジメントレビューを含む自らの品質保証活動を通じて必要と認めるとき、第68条第1項の報告を受けたとき又は前条第2項の不適合が認められたときには、第67条に定められる措置及び予防・是正措置を行わなければならない。</p> <p>(文書及び記録) 第71条 品質保証活動に必要な文書及び記録は、別表第8の記録事項11に掲げるものの他、品質保証計画指針においてこれを定める。</p>	<p>第11章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質保証計画指針（品質マニュアル）の策定) 第67条 専攻長は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、原子炉設置許可及び廃止措置計画申請書において、原子炉施設の保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備について、委員会を召集し、品質保証計画指針（品質マニュアル）を策定しなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(品質マネジメント活動の実施) 第68条 第4条第2項に掲げられる組織に示される者等は、第5条から第17条に定められるそれぞれの職務に関し、前条の定めによる品質保証計画指針（品質マニュアル）に基づき、品質保証活動を実施しなければならない。また、品質マネジメント活動の実施を通じ品質保証計画指針（品質マニュアル）の改善の必要を認めるときには、専攻長に報告しなければならない。 2 専攻長は、前条の品質保証計画指針（品質マニュアル）に基づき、第4条第2項に掲げられる組織に示される者に対し、品質マネジメントに係る教育（品質保証責任者及び内部監査員が職務遂行のために必要な教育並びに品質マネジメントに係る組織に属する者が保安に関し必要な個々の事項の職務遂行のために必要な教育）を実施しなければならない。</p> <p>(品質マネジメント活動の評価（監査）) 第69条 品質保証計画指針（品質マニュアル）に基づき、品質マネジメント活動の評価（監査）は、第8条第2項に定められる品質保証監査委員会が行う。 2 品質保証計画指針（品質マニュアル）に基づき、専攻長は、第8条第4項の報告に基づく不適合の管理及び品質マネジメント活動の評価の結果改善が必要な場合には、関係者に対し品質保証計画指針（品質マニュアル）の改善他の必要な指示等を行わなければならない。</p> <p>(品質保証計画指針（品質マニュアル）の継続的な改善) 第70条 専攻長は、品質保証計画指針（品質マニュアル）に基づく定期的なマネジメントレビューを含む自らの品質マネジメント活動を通じて必要と認めるとき、第68条第1項の報告を受けたとき又は前条第2項の不適合が認められたときには、第67条に定められる措置及び予防・是正措置を行わなければならない。</p> <p>(文書及び記録) 第71条 品質マネジメント活動に必要な文書及び記録は、別表第8の記録事項11に掲げるものの他、品質保証計画指針（品質マニュアル）においてこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">附則（令和 年 月 日） この規定は、原子力規制委員会の承認を得た日より施行する。</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>同上</p> <p>品質保証計画指針（品質マニュアル）は別添に示す。</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>附則の追加</p>

変更前		変更後		備考								
別表第 1 区域の設定基準等 (省略) 別表第 2 管理区域に係る線量当量率 (1cm 線量当量率をいう。)に係る基準 (省略) 別表第 3 放射線業務従事者に係る線量限度の基準 (省略) 別表第 4 モニタ及び放射線測定器 (省略)		別表第 1 区域の設定基準等 (変更なし) 別表第 2 管理区域に係る線量当量率 (1cm 線量当量率をいう。)に係る基準 (変更なし) 別表第 3 放射線業務従事者に係る線量限度の基準 (変更なし) 別表第 4 モニタ及び放射線測定器 (変更なし)										
別表第 5 放射線測定		別表第 5 放射線測定										
測定対象	測定器及び測定方法	測定線種	数量	測定場所	頻度	測定対象	測定器及び測定方法	測定線種	数量	測定場所	頻度	
建屋内の空間 線量当量(率)	γ線エリアモニタ	γ線	4	原子炉棟内	保守検査時 を除き常時	建屋内の空間 線量当量(率)	γ線エリアモニタ	γ線	4	原子炉棟内	保守検査時 を除き常時	
	中性子エリアモニタ	速中性子	3				中性子エリアモニタ	速中性子	3			
		熱中性子	3				熱中性子	3				
TLD 等	γ線及び 中性子線	1式 以上	屋内の定点	(原子炉室内) 毎週1回 (原子炉室以外) 毎月1回	TLD 等	γ線及び 中性子線	1式 以上	屋内の定点	(原子炉室内) 毎週1回 (原子炉室以外) 毎月1回			
屋外の空間 線量当量(率)	モニタリングポスト	γ線	2	周辺監視区域 境界近傍	保守検査時 を除き常時	屋外の空間 線量当量(率)	モニタリングポスト	γ線	2	周辺監視区域 境界近傍	保守検査時 を除き常時	
	TLD 等	γ線及び 中性子線	1式 以上	屋外の定点	四半期毎		TLD 等	γ線及び 中性子線	1式 以上	屋外の定点	四半期毎	
スタック排気 中の放射性物 質の濃度	ガスモニタ	γ線	1	スタック内 (サンプリング点)	保守検査時 を除き常時	スタック排気 中の放射性物 質の濃度	ガスモニタ	γ線	1	スタック内 (サンプリング点)	保守検査時 を除き常時	
	ダストモニタ	β線 γ線	1				ダストモニタ	β線 γ線	1			
管理区域内の 空気中の放射 性物質の濃度	ダストサンプラ、 G.M. カウンタ及び ガスフローカウンタ	α線、β線 及びγ線	1式 以上	管理区域内の 定点及び必要 な場所 (サンプリング点)	随時	管理区域内の 空気中の放射 性物質の濃度	ダストサンプラ、 G.M. カウンタ及び ガスフローカウンタ 又はシンチレーシ ョンカウンタ	α線、β線 及びγ線	1式 以上	管理区域内の 定点及び必要 な場所 (サンプリング点)	随時	測定器の追加
表面密度	スミヤー法			管理区域内の 定点及び必要 な場所 (サンプリング点)	(原子炉室内) 毎週1回 (原子炉室以外) 毎月1回	表面密度	スミヤー法			管理区域内の 定点及び必要 な場所 (サンプリング点)	(原子炉室内) 毎週1回 (原子炉室以外) 毎月1回	
	サーベイメータ			必要な場所	必要なとき		サーベイメータ			必要な場所	必要なとき	
液体廃棄物の 濃度	G.M. カウンタ及び ガスフローカウンタ	α線、β線 及びγ線	1式 以上	貯溜槽 (サンプリング 点)	排水時及び 必要なとき	液体廃棄物の 濃度	G.M. カウンタ及び ガスフローカウンタ	α線、β線 及びγ線	1式 以上	貯溜槽 (サンプリング 点)	排水時及び 必要なとき	
別表第 6 管理区域内で人が触れるおそれのある物に係る表面密度の基準 (省略)		別表第 6 管理区域内で人が触れるおそれのある物に係る表面密度の基準 (変更なし)										

備考
表記の適正化

別表第 7 保安教育一覧

法令に指定される内容	教育項目	具体的な教育内容	時間数
関係法令及び保安規定に関すること。 廃止措置中の原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。	法令	原子力関連の法令概要に関すること。	1時間以上
	保安規定	保安規定で規定されている事項に関すること。	
放射線管理に関すること。	設備概要	弥生施設の主要な構造、性能に関すること。	0.5時間以上
	保守管理	巡視点検、定期自主検査及び修理改造に関すること。	
放射線管理に関すること。	放射線防護	放射線の人体に与える影響に関すること。	0.5時間以上
	放射線管理	放射線の安全取扱いに関すること。	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること。	放射線管理	管理区域ほか各区域の設定と出入管理に関すること。	0.5時間以上
		線量限度ほか被ばく管理に関すること。	
非常の場合に採るべき処置に関すること。	放射線管理	核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関すること。	0.5時間以上
		臨界安全管理に関すること。	

変更後

別表第 7 保安教育一覧

法令に指定される内容	教育項目	具体的な教育内容	時間数
関係法令及び保安規定に関すること。 原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。	法令	原子力関連の法令概要に関すること。	1時間以上
	保安規定	保安規定で規定されている事項に関すること。	
放射線管理に関すること。	設備概要	弥生施設の主要な構造、性能に関すること。	0.5時間以上
	保守管理	巡視点検、定期自主検査及び修理改造に関すること。	
放射線管理に関すること。	放射線防護	放射線の人体に与える影響に関すること。	0.5時間以上
	放射線管理	放射線の安全取扱いに関すること。	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること。	放射線管理	管理区域ほか各区域の設定と出入管理に関すること。	0.5時間以上
		線量限度ほか被ばく管理に関すること。	
非常の場合に採るべき処置に関すること。	放射線管理	核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関すること。	0.5時間以上
		臨界安全管理に関すること。	

変更前

変更前			変更後			備考
別表第 8 記 録 (1/4)			別表第 8 規則第 6 条に基づく記録			表記の適正化 規則改正及び検査制度見直し等に伴う変更（見直し）
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	
1 原子炉施設の検査記録			1 原子炉施設の施設管理に係る記録			
イ 炉規法第28条第 1項の規定による使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
ロ 炉規法第29条第 1項の規定による施設定期検査の結果	該当せず	〃	ロ 規則第九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の指名	実施の都度	原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間	
ハ 第20条第 1項に定められる施設定期自主検査の結果	検査の都度	〃	ハ 規則第九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及び担当者の指名	評価の都度	原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2 運転記録			2 運転記録	廃止措置中のため該当なし		
イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	該当せず	10年間	3 燃料体の記録			
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	〃	〃	イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量	受渡しの都度	10年間	
ハ 制御材の位置	〃	1年間	ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後10年	
ニ 原子炉の運転位置	〃	〃	ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	10年間	
ホ 原子炉内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を变化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	〃	〃	ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月一回	10年間	
ヘ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	〃	〃	ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	（該当なし）	（該当なし）	
ト 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻	〃	〃	ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量	払出しの都度	10年間	
チ 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代時刻及び交代時の引継ぎ事項	〃	〃	ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	
3 燃料体の記録			4 放射線管理記録			
イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量	受渡の都度	10年間	イ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週一回	10年間	
ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後10年間	ロ 放射性廃棄物の排気口又は廃棄監視設備及び排水溝又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間についての平均濃度	一日間の平均濃度にあつては毎日一回、三月間の平均濃度にあつては三月ごとに一回	10年間	
ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	10年間	ハ 管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週一回	10年間	
ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月1回	〃	ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を東京大学学長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により東京大学	一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごとに一回、一月間の線量にあつては一月ごとに一回	規則第六条第五項に定める期間	
ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	該当せず	5年間				
ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量	払出しの都度	10年間				

変更前			変更後			備考
(2/4)			長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間 毎月一日を始期とする一月間の線量			
記録事項	記録すべき場合	保存期間	ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量	原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回（左欄に掲げる当該一年間以降に限る。） その都度	規則第六条第五項に定める期間	
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後並びに検査の都度	取出後 10 年間又は同一事項に関する次の検査のときまでの期間				
4 放射線監視記録			ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量		規則第六条第五項に定める期間	
イ 原子炉本体、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎週 1 回	10 年間	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	規則第六条第五項に定める期間	
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度（排気又は排水を行った場合）	1 日の平均濃度にあつては毎月 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	〃	チ 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	一年間	
ハ 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	〃	リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ニ 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を東京大学学長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により東京大学学長が妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	規則第 6 条第 5 項に定められる期間	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ホ 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20mSv を超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回（左欄に掲げる 1 年間以降に限る。）	〃	ル 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	一年間	
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	〃	5 原子炉施設における放射線の利用記録	廃止措置中のため該当なし		
			6 原子炉施設等の事故記録			
			イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
			ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
			ハ 事故の原因	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
			ニ 事故後の処置	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
			7 気象記録			
			イ 風向及び風速	連続して	十年間	
			ロ 降雨量	連続して	十年間	
			ハ 大気温度	連続して	十年間	
			8 保安教育の記録			
			イ 保安教育の実施計画	策定の都度	三年間	
			ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	三年間	
			ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	三年間	
			9 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	

変更前			変更後			備考
(3/4)						
記録事項	記録すべき場合	保存期間	10 原子炉施設の定期的な評価の結果	の終了の都度		
			廃止措置中のため該当なし			
			11 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間	
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	規則第6条第5項に定められる期間				
チ 原子炉施設の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間				
リ 機構に処理を委託した放射性廃棄物の種類別の数量並びにその運搬の日時	委託の都度	廃止措置の終了の確認までの期間				
ヌ 放射性物質による汚染の防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	1年間				
5 保守記録						
イ 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	〃				
ロ 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	〃				
6 原子炉施設における放射線の利用記録						
イ 利用目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量	該当せず	〃				
ロ 原子炉に挿入された物質の種類及び量	〃	〃				
7 原子炉施設等の事故記録						
イ 事故の発生及び復旧の時	その都度	廃止措置の終了の確認までの期間				
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	〃	〃				
ハ 事故の原因	〃	〃				
ニ 事故後の処置	〃	〃				
8 気象記録						
イ 風向及び風速	連続して	10年間				
ロ 降雨量	〃	〃				
ハ 大気温度	〃	〃				

変更前			変更後	備考
(4/4)				
記録事項	記録すべき場合	保存期間		
9 保安教育の記録				
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	〃		
ハ 保安教育を受けた者の氏名	〃	〃		
10 原子炉施設の定期的な評価の結果				
イ 保安活動についての定期的な評価結果	該当せず	廃止措置計画の承認までの期間		
ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	〃	〃		
ハ 技術的な評価に基づく原子炉施設の保全に関する10ヵ年計画	〃	〃		
11 品質保証計画指針	策定及び改定の都度	次の改定の後3年間		
別表第8の2 記録 (省略)			別表第8の2 記録 (変更なし)	

変更前				変更後				備考	
別表第9 保安上特に管理を必要とする設備の性能検査 (第20条第1項関係)				別表第9 性能維持施設の性能検査*) (第20条第1項関係)				検査制度見直しに伴う変更(見直し)	
施設区分	設備区分	対象機器	検査項目	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能		
原子炉本体	炉心集合体	炉心部(A反射体)	外観検査	放射性廃棄物の 廃棄施設	原子炉本体	炉心集合体駆動設備	炉心集合体	維持すべき性能	検査項目
		前部遮蔽体							
		後部遮蔽体							
		機械室							
	炉心集合体駆動設備	移動用通路案内枠	外観検査	気体廃棄設備	重コンクリート 生体遮蔽体	炉心集合体駆動設備	炉心集合体	維持すべき性能	検査項目
		駆動装置	分解検査**)						
		固定装置	作動検査						
		位置指示計	点検校正						
	重コンクリート 生体遮蔽体	重コンクリート遮へい体	外観検査	管理区域排気系統 排風機(7系統) 配管(5系統)	熱中性子柱設備	重コンクリート遮へい体	炉心集合体駆動設備	維持すべき性能	検査項目
		高速中性子柱設備	作動検査						
		熱中性子柱設備	作動検査						
	計測制御系統施設	核計装	起動系(2系統)	点検校正	放射性廃棄物の 廃棄施設	重コンクリート遮へい体	炉心集合体駆動設備	維持すべき性能	検査項目
			試験器						
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄設備	管理区域排気系統 排風機(7系統) 配管(5系統)	外観検査	放射性廃棄物の 廃棄施設	重コンクリート遮へい体	炉心集合体駆動設備	維持すべき性能	検査項目	
		排風機(7系統)	作動性能						
		フィルター(7系統)	捕集性能						
	液体廃棄設備	貯溜槽(3基)	外観検査 漏洩検査						
放射線管理施設	固体廃棄設備	廃棄物一時保管庫	外観検査	放射性廃棄物の 廃棄施設	重コンクリート遮へい体	炉心集合体駆動設備	維持すべき性能	検査項目	
	環境モニタ	モニタリングポスト (2系統)	点検校正						
		γ線モニタ(1系統)							
	エリアモニタ	速中性子モニタ(1系統)							
		熱中性子モニタ(1系統)							
	ガス・ダストモニタ	スタック系ガスモニタ (1系統)							
スタック系ダストモニタ (1系統)									
汚染モニタ	ハンドフットクロスモニタ								

変更前				変更後				備考															
(続き)																							
施設区分	設備区分	対象機器	検査項目	施設区分	設備区分	対象機器	検査項目																
原子炉格納施設	原子炉室	遮蔽壁 (外壁、天井)	外観検査	原子炉格納施設	原子炉室	放射線管理施設	外観検査																
		ペネトレーション																					
		気密扉 (パーソナル扉、大扉)	外観検査 作動検査					汚染モニタ	ガス・ダストモニタ	エリアモニタ	環境モニタ	固体廃棄設備	液体廃棄設備	貯留槽 (3基)	廃棄物一時保管庫	モニタリングポスト (2系統)	外観検査 作動検査						
		スライド扉																					
	天井クレーン	年次点検																					
炉室給排気測定系	負圧制御装置 (技術盤の温湿度計を含む)	点検校正																					
原子炉実験準備室	気密扉 (パーソナル扉、大扉)	作動検査																					
その他原子炉の 附属施設	附属建屋	天井クレーン	年次点検	その他原子炉の 附属施設	電気設備	受変電設備 非常用電源 (無停電電源設備) (ディーゼル発電機) 火災警報装置 通信設備	外観検査 作動検査 作動検査	気密扉	ペネトレーション	遮蔽壁 (外壁、天井)	ハンドフットクロスモニタ	スタック系ガスモニタ (1系統)	スタック系ガスモニタ (1系統)	熱中性子モニタ (1系統)	連中性子モニタ (1系統)	γ線モニタ (1系統)	モニタリングポスト (2系統)	外観検査 作動検査					
		研究棟	外観検査																				
	電気設備	受変電設備	外観検査 作動検査																外観検査				
		非常用電源 (無停電電源設備) (ディーゼル発電機)																					
		火災警報装置																		作動検査			
		通信設備																					

*) : 性能を維持すべき設備の性能維持期間は、廃止措置計画書に定める通りとする。
 **) : 炉心集合体駆動設備 駆動装置の分解検査については、10年に1回以上の頻度で実施する。

変更前	変更後	備考																									
	<table border="1" data-bbox="1822 344 2335 1719"> <thead> <tr> <th data-bbox="2297 344 2335 533">施設区分</th> <th data-bbox="2297 533 2335 743">設備区分</th> <th data-bbox="2297 743 2335 1037">対象機器</th> <th data-bbox="2297 1037 2335 1562">維持すべき性能</th> <th data-bbox="2297 1562 2335 1719">検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2199 344 2297 533"></td> <td data-bbox="2199 533 2297 743">炉室給排気測定系</td> <td data-bbox="2199 743 2297 1037">(バーソナル系、大系) スライド系 天井クレーン 負圧制御装置 (技術盤の温湿度計を含む)</td> <td data-bbox="2199 1037 2297 1562"> <ul style="list-style-type: none"> • 空気漏洩率 (5%/h 以内) • 最大 10t の荷が移動できること • ~3,000Pa まで計測できること • -20~50℃の温度及び 0~100%の湿度が記録できること </td> <td data-bbox="2199 1562 2297 1719"> <ul style="list-style-type: none"> • 点検校正 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 344 2199 533">その他原子炉の 附属施設</td> <td data-bbox="2012 533 2199 743">原子炉実験準備室</td> <td data-bbox="2012 743 2199 1037">気密層 (バーソナル系、大系)</td> <td data-bbox="2012 1037 2199 1562"> <ul style="list-style-type: none"> • 有意な損傷等がないこと • 負圧が維持できること • 最大 10t の荷が移動できること </td> <td data-bbox="2012 1562 2199 1719"> <ul style="list-style-type: none"> • 外観検査 • 作動検査 • 年次点検 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1914 344 2012 533"></td> <td data-bbox="1914 533 2012 743">附属建屋</td> <td data-bbox="1914 743 2012 1037">天井クレーン 研究棟</td> <td data-bbox="1914 1037 2012 1562"> <ul style="list-style-type: none"> • H O T 実験室では、差牛耳に負圧が維持できること • 外観に異常がないこと • 配線の腐食、ゆるみがないこと • 商用電源 6600V を受電できること </td> <td data-bbox="1914 1562 2012 1719"> <ul style="list-style-type: none"> • 外観検査 • 作動検査 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1822 344 1914 533"></td> <td data-bbox="1822 533 1914 743">電気設備</td> <td data-bbox="1822 743 1914 1037">受変電設備 非常用電源 (無停電電源設備)</td> <td data-bbox="1822 1037 1914 1562"> <ul style="list-style-type: none"> • 外観に異常がないこと • 著しい損傷や異音、異臭が認められないこと </td> <td data-bbox="1822 1562 1914 1719"> <ul style="list-style-type: none"> • 外観検査 </td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目		炉室給排気測定系	(バーソナル系、大系) スライド系 天井クレーン 負圧制御装置 (技術盤の温湿度計を含む)	<ul style="list-style-type: none"> • 空気漏洩率 (5%/h 以内) • 最大 10t の荷が移動できること • ~3,000Pa まで計測できること • -20~50℃の温度及び 0~100%の湿度が記録できること 	<ul style="list-style-type: none"> • 点検校正 	その他原子炉の 附属施設	原子炉実験準備室	気密層 (バーソナル系、大系)	<ul style="list-style-type: none"> • 有意な損傷等がないこと • 負圧が維持できること • 最大 10t の荷が移動できること 	<ul style="list-style-type: none"> • 外観検査 • 作動検査 • 年次点検 		附属建屋	天井クレーン 研究棟	<ul style="list-style-type: none"> • H O T 実験室では、差牛耳に負圧が維持できること • 外観に異常がないこと • 配線の腐食、ゆるみがないこと • 商用電源 6600V を受電できること 	<ul style="list-style-type: none"> • 外観検査 • 作動検査 		電気設備	受変電設備 非常用電源 (無停電電源設備)	<ul style="list-style-type: none"> • 外観に異常がないこと • 著しい損傷や異音、異臭が認められないこと 	<ul style="list-style-type: none"> • 外観検査 	
施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目																							
	炉室給排気測定系	(バーソナル系、大系) スライド系 天井クレーン 負圧制御装置 (技術盤の温湿度計を含む)	<ul style="list-style-type: none"> • 空気漏洩率 (5%/h 以内) • 最大 10t の荷が移動できること • ~3,000Pa まで計測できること • -20~50℃の温度及び 0~100%の湿度が記録できること 	<ul style="list-style-type: none"> • 点検校正 																							
その他原子炉の 附属施設	原子炉実験準備室	気密層 (バーソナル系、大系)	<ul style="list-style-type: none"> • 有意な損傷等がないこと • 負圧が維持できること • 最大 10t の荷が移動できること 	<ul style="list-style-type: none"> • 外観検査 • 作動検査 • 年次点検 																							
	附属建屋	天井クレーン 研究棟	<ul style="list-style-type: none"> • H O T 実験室では、差牛耳に負圧が維持できること • 外観に異常がないこと • 配線の腐食、ゆるみがないこと • 商用電源 6600V を受電できること 	<ul style="list-style-type: none"> • 外観検査 • 作動検査 																							
	電気設備	受変電設備 非常用電源 (無停電電源設備)	<ul style="list-style-type: none"> • 外観に異常がないこと • 著しい損傷や異音、異臭が認められないこと 	<ul style="list-style-type: none"> • 外観検査 																							

変更前	変更後	備考																				
<p>別図第 1～別図第 5 (省略)</p>	<table border="1" data-bbox="1656 346 2338 1717"> <thead> <tr> <th data-bbox="2300 346 2338 535">施設区分</th> <th data-bbox="2300 535 2338 745">設備区分</th> <th data-bbox="2300 745 2338 1039">対象機器</th> <th data-bbox="2300 1039 2338 1564">維持すべき性能</th> <th data-bbox="2300 1564 2338 1717">検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="2270 766 2300 955">(ダイーセル発電機)</td> <td data-bbox="1736 1050 2270 1554"> <ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> a. 総電圧：117.0V±1.5% b. 各セル電圧：1.36V±0.07V c. 電解液比重：1.170～1.230/20℃ d. 電解液温度：45℃以下 ・整流器 <ul style="list-style-type: none"> a. 不動充電電圧：117.0V±1.5% b. 浮動充電電流：150A 以下 ・インバーター <ul style="list-style-type: none"> a. 確実に起動すること（5回以上） b. 商用ラインとインバーターラインの切り替え動作が円滑に行われること。 c. 三相インバーター出力電圧：200V±10% d. 単相インバーター出力電圧：100V±10% ・ダイーセル発電機 <ul style="list-style-type: none"> a. 連続1時間有効電力（約160kW）を正常に発電できること b. 本体に異常振動がないこと c. エンジンに異常音がないこと d. 周波数：50Hz±2Hz e. 電圧：200V±10V </td> <td data-bbox="2003 1596 2033 1690">作動検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1706 756 1736 882">火災警報装置</td> <td data-bbox="1676 1050 1706 1554"> <ul style="list-style-type: none"> ・温度ないし煙に対し感応して発報すること ・広報周知ができること </td> <td data-bbox="1676 1596 1706 1690">作動検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1662 756 1691 840">通信設備</td> <td></td> <td data-bbox="1662 1596 1691 1690">作動検査</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1573 346 1632 1312">*): 性能を維持すべき設備の性能維持期間は、廃止措置計画書に定める通りとする。 **): 炉心集合体駆動設備 駆動装置の分解検査については、10年に1回以上の頻度で実施する。</p> <p data-bbox="1320 1858 1558 1921">別図第 1～別図第 5 (変更なし)</p>	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目			(ダイーセル発電機)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> a. 総電圧：117.0V±1.5% b. 各セル電圧：1.36V±0.07V c. 電解液比重：1.170～1.230/20℃ d. 電解液温度：45℃以下 ・整流器 <ul style="list-style-type: none"> a. 不動充電電圧：117.0V±1.5% b. 浮動充電電流：150A 以下 ・インバーター <ul style="list-style-type: none"> a. 確実に起動すること（5回以上） b. 商用ラインとインバーターラインの切り替え動作が円滑に行われること。 c. 三相インバーター出力電圧：200V±10% d. 単相インバーター出力電圧：100V±10% ・ダイーセル発電機 <ul style="list-style-type: none"> a. 連続1時間有効電力（約160kW）を正常に発電できること b. 本体に異常振動がないこと c. エンジンに異常音がないこと d. 周波数：50Hz±2Hz e. 電圧：200V±10V 	作動検査			火災警報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・温度ないし煙に対し感応して発報すること ・広報周知ができること 	作動検査			通信設備		作動検査	
施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目																		
		(ダイーセル発電機)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> a. 総電圧：117.0V±1.5% b. 各セル電圧：1.36V±0.07V c. 電解液比重：1.170～1.230/20℃ d. 電解液温度：45℃以下 ・整流器 <ul style="list-style-type: none"> a. 不動充電電圧：117.0V±1.5% b. 浮動充電電流：150A 以下 ・インバーター <ul style="list-style-type: none"> a. 確実に起動すること（5回以上） b. 商用ラインとインバーターラインの切り替え動作が円滑に行われること。 c. 三相インバーター出力電圧：200V±10% d. 単相インバーター出力電圧：100V±10% ・ダイーセル発電機 <ul style="list-style-type: none"> a. 連続1時間有効電力（約160kW）を正常に発電できること b. 本体に異常振動がないこと c. エンジンに異常音がないこと d. 周波数：50Hz±2Hz e. 電圧：200V±10V 	作動検査																		
		火災警報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・温度ないし煙に対し感応して発報すること ・広報周知ができること 	作動検査																		
		通信設備		作動検査																		

品質保証計画指針 (品質マニュアル)

制定	平成16年	3月30日
改訂	平成16年	5月31日
	平成16年	10月 1日
	平成17年	1月12日
	平成17年	4月 1日
	平成17年	6月24日
	平成19年	11月 9日
	平成21年	5月29日
	平成24年	9月 7日
	平成28年	4月15日
	平成28年	8月18日
	令和 2年	7月17日

目次

目次	i
改訂履歴と改訂概要記録	ii

1. 総論	1
1. 1 目的及び適用範囲	
1. 2 定義	
2. 品質マネジメントシステム	3
2. 1 品質マネジメントシステムに係る体系及び要求事項	
2. 2 学長等	
2. 3 管理者	
2. 4 品質保証責任者	
2. 5 品質マネジメントシステムの文書	
2. 6 マネジメントレビュー	
3. 品質保証に係る教育	6
4. 内部監査、不適合管理、改善	7
4. 1 組織の外部の者の意見	
4. 2 内部監査	
4. 3 その他	
5. 改善	10
5. 1 継続的改善	
5. 2 不適合管理	
5. 3 是正処置等	
5. 4 未然防止処置	
6. 資源	12
6. 1 資源の確保	
6. 2 要員の力量の確保及び教育訓練	
7. 個別業務	13
7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画	
7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス	

- 7. 3 設計開発
- 7. 4 調達
- 7. 5 個別業務の管理

別図第1	品質マネジメントシステム体系図	I
別表第1	文書及び記録一覧	II

改訂履歴

改訂日	改訂の概要
平成16年 3月30日	新規制定
平成16年 5月31日	法人化に伴う役職名変更（事務主任→主査）による改訂
平成16年10月 1日	保安検査の際の検査官コメントを受けての改訂
平成17年 1月12日	品質保証関係様式の追加
平成17年 4月 1日	事業所としての組織移行に伴う改訂及び内部監査班からのコメントを受けての改訂
平成17年 6月24日	核燃料物質の使用に係る保安規定の改正に伴う改訂
平成19年11月 9日	核燃料物質の使用に係る保安規定の改正及び保安検査の際の検査官コメントを受けての改訂
平成21年 5月29日	誤植の訂正及び内部監査班からのコメントを受けての改訂
平成24年 9月 7日	廃止措置計画の承認及び原子炉施設保安規定の改正に伴う変更
平成28年 4月15日	マネジメントシステムに是正措置プログラム委員会を追加
平成28年 8月18日	放射線管理関連の記録文書様式等の一部変更
令和 2年 7月17日	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（品管規則）の施行に伴う改訂

1. 総論

1. 1 目的及び適用範囲

このマニュアルは、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（以下「専攻」という。）の原子炉施設（以下「弥生施設」という。）について、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とし、弥生施設の保安規定及び廃止措置計画書の定めに基づき、弥生施設に係る品質マネジメントシステムを適用範囲とする。

1. 2 定義

この品質マニュアルに係る用語の定義としては、下表を用いる。

用語	定義
保安活動	保安規定に基づく弥生施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。具体的には別図第1に掲げる品質マネジメントシステム体系及び別表第1に掲げる文書及び記録一覧に基づき実施する。
不適合	要求事項に適合していないことをいう。
プロセス	意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。
品質マネジメントシステム	保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、専攻が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。
原子力の安全のためのリーダーシップ	原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。
是正処置	不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。
未然防止処置	原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。
一般産業用工業品	機器等のうち、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。
妥当性確認	個別業務及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。
品質保証	保安活動により原子力安全を担保することをいう。
要求事項	品質保証のために実現すべき基本要件のことをいう。
要員	保安活動を実施する者をいう。

機器等	弥生施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品をいう。
個別業務	弥生施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務をいう。
内部監査	品質マネジメントシステムの機能状況について、組織内の要員以外の者が第三者的な立場で確認し、評価する活動をいう。
マネジメントレビュー	品質マネジメントシステムの妥当性と有効性に関して、定期的に見直しを行うことをいう。

2. 品質マネジメントシステム

2. 1 品質マネジメントシステムに係る体系及び要求事項

組織は、弥生施設に係る品質マネジメントシステムとして別図第1に示す体系を策定する。弥生施設に係る品質マネジメントシステムは、是正措置プログラム委員会（以下「CAP委員会」という。）、弥生施設保安規定第4条第2項に定められる組織（以下「品質保証対象組織」という。但し、講座については、弥生施設保安規定第15条による協力要請がなされた場合に限る。）に従い、学長等以下それぞれが定められた責任と権限を全うすることにより機能させる。品質マネジメントシステムに係る要求事項は以下の通りとする。

- (1) 品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。
- (2) 保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを運用する。
- (3) 弥生施設に適用される関係法令（以下、「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
- (4) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定する。
- (5) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。
- (6) 機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
- (7) 保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

2. 2 学長等

学長並びに権限を委譲された工学系研究科長及び原子力専攻長（以下、「学長等」という。）は、以下の事項を実施する。

- (1) 品質方針を定める。
- (2) 管理者を任命し、品質目標が定められているようにする。
- (3) マネジメントレビューを実施する。
- (4) 弥生施設の保安規定又は廃止措置計画書により定められる原子力安全管理委員会の他、品質保証対象組織内の各種会議等を通じて、弥生施設に係る品質マネジメントシステムに関する品質保証対象組織内でのコミュニケーションのための適切なプロセスが確保され、品質マネジメントシステムの有効性についての情報交換ができるようにする。
- (5) 品質保証対象組織の要員に対し、以下のことの周知徹底を図る。
 - a) 各自の保安活動に関する担当業務の責任と権限。
 - b) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要

性。

(6) 資源が利用できる体制を確保する。

2. 3 管理者

弥生施設の保安活動に係る業務を管理監督する者として、学長等は専攻長を管理者として任命する。管理者は、以下の事項を実施する。

- (1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を把握する。
- (2) 品質保証対象組織の要員に対し、以下のことを実践する。
 - a) 原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。
 - b) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
 - c) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させ、積極的に問題を報告できるようにし、積極的に業務の改善に貢献できるようにする。
- (3) 管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。

2. 4 品質保証責任者

品質保証責任者は、管理者がこれを任命する。品質保証責任者は、弥生施設保安規定に定められる事項を含む以下の責任と権限を有する。

- (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にすること。
- (2) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要の有無について、管理者に報告すること。
- (3) 品質保証対象組織全体にわたって、品質保証に対する認識を高めること。

2. 5 品質マネジメントシステムの文書

品質マネジメントシステムに係る文書及び記録は以下のものとし、別表第1に文書・記録管理事項を含めて具体的に示す。なお、文書及び記録の様式及び媒体は問わない。

- a) 弥生施設保安規定
- b) 弥生施設廃止措置計画書
- c) 本マニュアル
- d) 品質保証責任者が、品質マネジメントシステムの運用に必要と判断した文書及び記録

2. 6 マネジメントレビュー

- (1) 学長等は、弥生施設に係る品質マネジメントシステムが、引続き適切で、

妥当で、かつ有効であることを確実にするために、マネジメントレビューを年1回実施する。学長等は、必要とする場合にはマネジメントレビューを行うための会議を召集する。

- (2) 品質保証責任者は、マネジメントレビューを行うにあたり、次の情報の収集を品質保証対象組織内の必要な者に依頼し、それらを取りまとめる。
 - a) 内部監査の結果
 - b) 要員でない者及び専攻外部の者の意見
 - c) プロセスの運用状況
 - d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査並びに自主検査等の結果
 - e) 品質目標の達成状況
 - f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況
 - g) 関係法令の遵守状況
 - h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況
 - i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
 - j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
 - k) 部門又は要員からの改善のための提案
 - l) 資源の妥当性
 - m) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性
- (3) 品質保証責任者から依頼を受けた者は、自らが所掌する保安活動について「マネジメントレビュー用チェックリスト」を作成し、品質保証責任者に提出する。管理者の管理監督する業務に関する自己評価も含めて実施する。
- (4) マネジメントレビューの結果は、「マネジメントレビュー実施記録」に記録する。
- (5) マネジメントレビューの結果を受け、関係する要員は自らが所掌する保安活動について以下の決定を行う。
 - a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
 - b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善
 - e) 関係法令の遵守に関する改善

3. 品質保証に係る教育

(1) 専攻は、組織として品質保証に係る下表に掲げる教育を行う。

教育内容	目的
品質マニュアル	マニュアルの内容を理解する。
品質保証活動に必要な文書及び記録	別表第1に掲げられる文書及び記録について理解する。
品質保証に関する知識(注1)	品質保証責任者として、品質保証に係る全般的な知識をもつ。
内部監査の実施方法(注2)	内部監査を行うために必要な知識をもつ。

(注1) 以下のいずれかの教育内容を含むものとする。

- ・ ISO9001:2000の要求事項を解説した研修
- ・ ISO9000管理責任者・推進者を対象とした研修

(注2) 品質マネジメントシステム内部監査員研修相当の教育内容

(2) 品質保証についての教育の対象者、時間及び頻度は、下表のとおりとする。

対象者 教育内容	対象組織に 属する者	品質保証 責任者	内部監査員 (注1)	頻度
品質マニュアル	0.5時間 以上		0.5時間 以上(注2)	策定及び改訂 のつど(注3)
品質保証活動に必 要な文書及び記録	0.5時間 以上		0.5時間 以上(注2)	策定及び改訂 のつど(注3)
品質保証に関する 知識(注4)		1日以上		選任時
内部監査の実施方 法		1日以上 (注5)	1日以上	選任時

(注1) 内部監査員は、弥生施設保安規定第6条の2に定められる品質保証監査委員会に委員として加わる。

(注2) 品質保証対象組織に属する者として教育を受けた場合には、除外する。

(注3) 部分改訂の場合には、回覧、電子メール等による方法を含む。

(注4) 品質マネジメントシステム審査員補以上の場合には、除外する。

(注5) 内部監査員として教育を受けた場合には、除外する。

4. 保安活動の評価（監視及び測定）

4. 1 組織の外部の者の意見

組織は、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を聴取し、マネジメントレビュー等の改善提案に反映する。

4. 2 内部監査

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、内部監査を年1回以上実施する。
 - a) 品質マネジメントシステムが、個別の保安活動に適合しているか、このマニュアルの要求事項に適合しているか及び専攻が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
 - b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
- (2) 内部監査は、弥生施設保安規定第6条の2に定められる品質保証監査委員会で行う。
- (3) 品質保証責任者は、内部監査のつど、予め「内部監査実施計画書」を作成する。「内部監査実施計画書」には、定期監査、臨時監査及びフォローアップ監査の区別と監査の基準、範囲、方法及び内部監査員を含む品質保証監査委員会委員名を含める。内部監査の対象は、各管理部の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して選定する。
- (4) 監査の客観性及び公平性を確保するために、自らの所掌範囲についての監査は行わない。
- (5) 品質保証監査委員会は、「内部監査実施計画書」に基づき内部監査を実施し、「内部監査実施報告書」を作成し、品質保証責任者に報告する。
- (6) 「内部監査実施報告書」による指摘内容の処置の方法は、下表に掲げるとおりとする。

分類		指摘内容	処置方法
不適合	重大	文書に定められた事項が実施されていない又は無視されていると判断される場合	不適合の処置を行い、是正処置へと展開する。
		文書に問題がある場合	マネジメントレビューの対象とし、レビュー後に不適合管理に基づく不適合の処置を行う。

	軽微	重大な不適合に相当する内容であるが、ケアレスミスによるもので、大きな影響がないと判断されるもの	不適合の処置を行う。
観察事項		不適合ではないが、将来不適合へつながる可能性があるもの	予め定めた期間の観察を行い、不具合等が生じた場合には何らかの処置を行う。
		不適合ではないが、円滑な品質マネジメントシステム運用の上で検討の余地があると思われるもの	未然防止処置を行う。
その他		上記以外	必要な処置を行う。

- (7) 品質保証責任者は、「内部監査実施報告書」の内容を確認し、指摘内容がある場合には、その処置の実施を品質保証対象組織内の必要な者に指示する。またマネジメントレビューに係る指摘内容については、学長等に報告する。
- (8) 品質保証責任者から指摘内容の処置の実施について指示を受けた者は、遅滞なく対応処置を行い、「内部監査実施報告書」に記録し、品質保証監査委員会委員長を通じて品質保証責任者に報告する。
- (9) 品質保証監査委員会委員長及び品質保証責任者は、「内部監査実施報告書」に記録された対応処置の妥当性を確認し、必要な場合にはフォローアップ監査を実施し、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含め記録する。

4.3 その他

- (1) 組織は、プロセスごとに見合った方法で監視測定を行い、保安活動の重要度に応じて保安活動指標を用い、計画に定めた結果を得ることができるようにする。
- (2) 組織は、機器等の検査等を以下の通り定める。
- a) 使用前事業者検査等又は自主検査等を実施し、その結果に係る記録を作成し、これを管理する。
 - b) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、管理する。
 - c) 使用前事業者等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
 - d) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の

独立性を確保する。

(3) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性やその改善の必要性を評価するために適切なデータを明確にし、収集及び分析することで次の情報を得る。

- a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
- b) 個別業務等要求事項への適合性
- c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向
- d) 調達物品等の供給者の供給能力

5. 改善

5. 1 継続的改善

組織は、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて、改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じ、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行う。

5. 2 不適合管理

- (1) 品質保証対象組織内で保安活動を分掌する各責任者（以下「不適合対応責任者」という。）は、その所掌する範囲における不適合の管理に関し、計画、実施、報告及び是正処置への展開の検討を行う。
- (2) 不適合対応責任者は、不適合が生じた場合には、必要に応じ、品質保証に係る要求事項に適合していない要素（機器等、個別業務、状態、等）が放置され、誤って使用される、あるいは引渡されることを防ぐために、それらを識別し、管理を行う。
- (3) 不適合対応責任者は、不適合の内容の確認、原因の特定を行い、不適合を次に掲げる方法のいずれかにより、処理する。
 - a) 発見された不適合を除去するための措置をとる。
 - b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。
 - c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置をとる。
 - d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置をとる。
- (4) 不適合対応責任者は、不適合処置の計画及び実施結果を「不適合処置報告書」に記録し、品質保証責任者に報告する。個別業務等要求事項への適合性の検証等、措置の効果についても記載する。
- (5) 品質保証責任者は、不適合処置の妥当性を確認し、必要な場合には再度の不適合処置の実施を指示する。

5. 3 是正処置等

- (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、速やかに適切な是正処置を講じる。
- (2) 品質保証対象組織内で保安活動を分掌する各責任者（以下「是正処置実行責任者」という。）は、不適合の内容及び原因を明確化し、不適合に対して必要な是正処置を明確にし、実施する。原子力の安全に及ぼす影響の

程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。

- (3) 是正処置の立案に際しては、是正処置の必要性、有効性の観点及び発見された不適合のもつ影響に見合っているかとの観点から、是正処置の評価を行う。
- (4) 是正措置の実施に当たっては、類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性も考慮する。
- (5) 是正処置実行責任者は、是正処置の実効性を評価し、実施結果とともに「是正処置・未然防止処置報告書」に記録し、品質保証責任者に報告する。
- (6) 是正処置実行責任者は、実施した是正処置の効果の確認（レビュー）を適切な時期に行い、「是正処置・未然防止処置報告書」に記録し、品質保証責任者に報告する。
- (7) 品質保証責任者は、是正処置（レビューを含む。）の内容を確認し、必要な場合には再度の是正処置（レビューを含む。）の実施を指示する。
- (8) 組織は、必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。

5. 4 未然防止処置

- (1) 組織は、保安活動の実施及び他の施設から得られた知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて適切な未然防止措置をとる。
- (2) 品質保証対象組織内で保安活動を分掌する各責任者（以下「未然防止処置実行責任者」という。）は、起こり得る不適合の内容及び原因について調査し、未然防止処置の必要性について必要性及び有効性の観点並びに起こり得る問題の影響の大きさから評価し、必要な未然防止処置を立案し、実施する。
- (3) 未然防止処置実行責任者は、未然防止処置の実効性を評価し、実施結果とともに「是正処置・未然防止処置報告書」に記録し、品質保証責任者に報告する。
- (4) 未然防止処置実行責任者は、実施した未然防止処置の評価の確認（レビュー）を適切な時期に行い、「是正処置・未然防止処置報告書」に記録し、品質保証責任者に報告する。
- (5) 品質保証責任者は、未然防止処置（レビューを含む。）の内容を確認し、必要な場合には再度の未然防止処置（レビューを含む。）の実施を指示する。

6. 資源

6. 1 資源の確保

組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。

- a) 要員
- b) 個別業務の必要な施設、設備、及びサービスの体系
- c) 作業環境
- d) その他必要な資源

6. 2 要員の力量の確保及び教育訓練

- (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下、「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。
- (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。
 - a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。
 - b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置をとる。
 - c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価する。
 - d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにする。
 - ・品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - ・品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
 - ・原子力の安全の対する当該個別業務の重要性
 - e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置の係る記録を作成し、これを管理する。

7. 個別業務

7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画

- (1) 組織は、個別業務の必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。
- (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。
- (3) 組織は、個別業務に関する計画（以下、「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
 - a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
 - b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
 - c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源
 - d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、「合否判定基準」という。）
 - e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
- (4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。

7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス

- (1) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項
組織は、個別業務等要求事項として、組織の外部の者が明示してはいないものの機器等又は個別業務に必要な要求事項、関係法令、及びその他に組織が必要とする要求事項を明確に定める。
- (2) 個別業務等要求事項の審査
 - a) 機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
 - b) 審査に当たり次に掲げる事項を確認する。
 - ・当該個別業務等要求事項が定められていること
 - ・あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
 - ・組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
 - c) 審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
 - d) 個別業務等要求事項が変更された場合、関連する文書が改訂される

ようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項を周知する。

(3) 組織の外部の者との情報の伝達等

組織の外部の者との間の情報伝達のために、実効性のある方法を明確に定めて実施する。

7. 3 設計開発

(1) 設計開発計画

- a) 設計開発（専ら試験研究用等原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。
- b) 設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
 - ・設計開発計画の性質、期間及び複雑さの程度
 - ・設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - ・設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - ・設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- c) 実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- d) 設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

(2) 設計開発に用いる情報

- a) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
 - ・機能及び性能に係る要求事項
 - ・従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
 - ・関係法令
 - ・その他設計開発に必要な要求事項
- b) 設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

(3) 設計開発の結果に係る情報

- a) 設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
- b) 設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- c) 設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - ・設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。

- ・調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
- ・合否判定基準を含むものであること。
- ・機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

(4) 設計開発レビュー

- a) 設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、「設計開発レビュー」という。）を実施する。
 - ・設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
 - ・設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- b) 設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門化を参加させる。
- c) 設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(5) 設計開発の検証

- a) 設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。
- b) 設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- c) 当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

(6) 設計開発の妥当性確認

- a) 設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、「設計開発レビュー」と設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下、「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。
- b) 機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
- c) 設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(7) 設計開発の変更の管理

- a) 設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- b) 設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当

性確認を行い、変更を承認する。

- c) 設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が試験研究用等原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該試験研究用等原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
- d) 審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7. 4 調達

(1) 調達プロセス

- a) 調達する物品又は役務（以下、「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下、「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。
- b) 保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。
- c) 調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
- d) 調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
- e) 評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- f) 調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（試験研究用等原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

(2) 調達物品等要求事項

- a) 調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
 - ・ 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
 - ・ 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
 - ・ 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - ・ 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
 - ・ 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
 - ・ 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - ・ その他調達物品等に必要な要求事項

- b) 調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
 - c) 調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
 - d) 調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
- (3) 調達物品等の検証
- a) 調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
 - b) 調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

7. 5 個別業務の管理

(1) 個別業務の管理

組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- a) 試験研究炉等原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
- b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- e) 監視測定を実施していること。
- f) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

(2) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

- a) 個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスに結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。
- b) 上記プロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを妥当性確認によって実証する。
- c) 妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
- d) 妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当

該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。

- ・当該プロセスに審査及び承認のための判定基準
- ・妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
- ・妥当性確認の方法

(3) 識別管理及びトレーサビリティの確保

- a) 個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
- b) トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

(4) 組織の外部の者の物品

組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。

(5) 調達物品の管理

組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管又は保護を含む。）する。

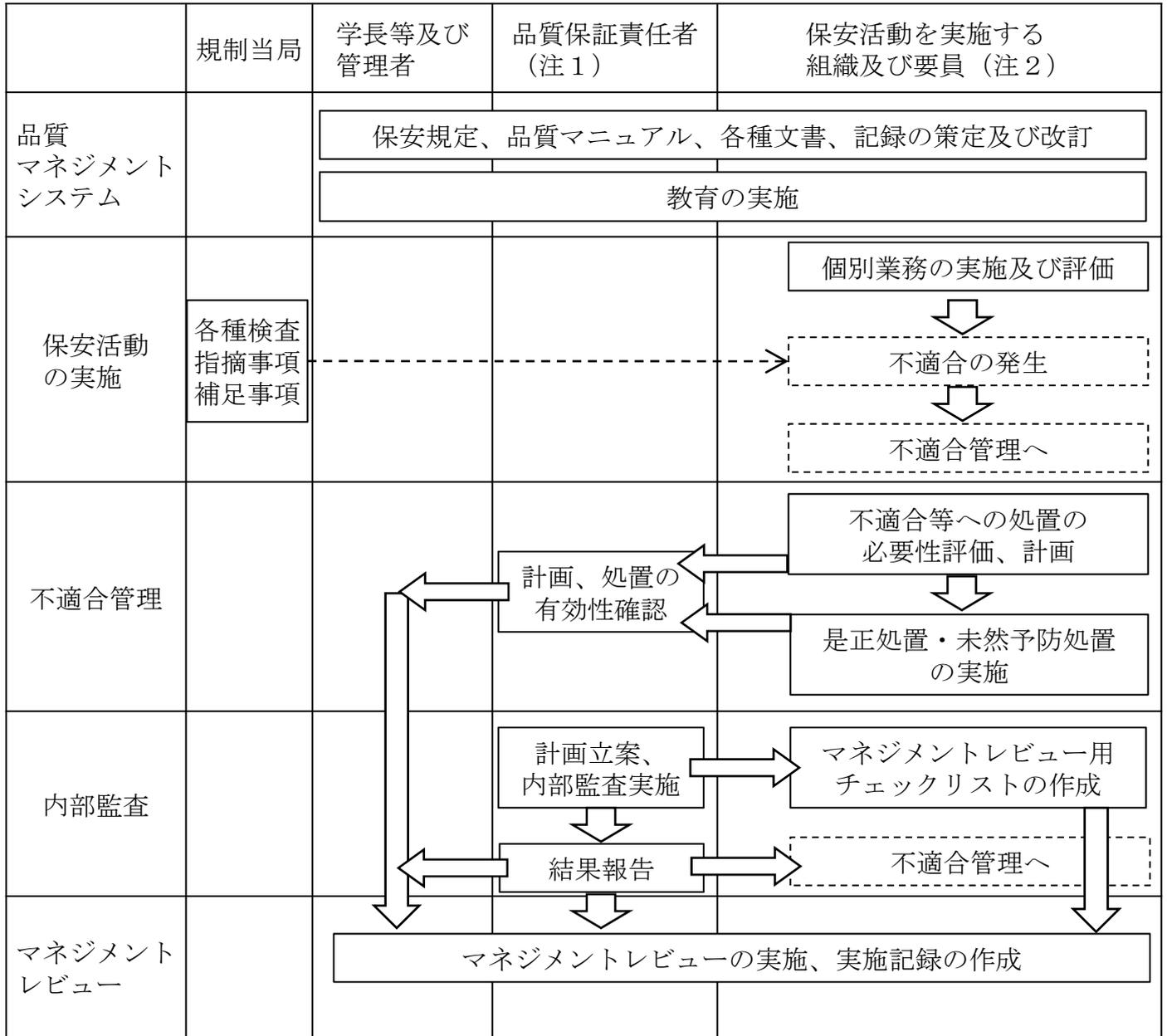
(6) 監視測定のための設備の管理

- a) 機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
- b) 監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- c) 監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - ・あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。
 - ・校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - ・所要の調整がなされていること。
 - ・監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - ・取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
- d) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- e) 上記の場合、当該監視測定のための設備及びその不適合により影響

を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。

- f) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- g) 監視測定においてソフトウェアをしようすることとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

別図第1 品質マネジメントシステム体系



別表第1 文書及び記録一覧

	文書名	作成主幹部署	承認者	保存期間	保管責任者
一次文書	弥生施設保安規定	原子炉本部	国	次の改正後 年間	主査(総務係)
二次文書	品質保証計画指針	品質保証責任者	専攻長	次の改訂後 3年間	品質保証責任者
三次文書	年度弥生施設運転計画予定書*	原子炉本部	専攻長	次の改訂後 1年間	原子炉本部長
	定期自主検査要領書*	原子炉本部	専攻長	次の改訂後 1年間	原子炉本部長
	弥生施設定期評価計画書*	原子炉本部	専攻長	廃止措置計画の承認までの期間	原子炉本部長
	弥生施設10ヵ年保全計画書*	原子炉本部	専攻長	廃止措置計画の承認までの期間	原子炉本部長
	安全マニュアル	事務室	専攻長	次の改訂後 3年間	主査(総務係)
	記録名	保管責任者		保管期間	
記録	原子力安全管理委員会議事録	委員会幹事		次回開催後1年間	
	危機対策管理委員会議事録	委員会幹事		次回開催後1年間	
	CAP委員会議事録	委員会幹事		次回開催後1年間	
	品質保証監査委員会議事録	委員会幹事		次回開催後1年間	
	サイクル別利用計画・運転指令書*	原子炉本部総括室担当者		1年間	
	原子炉単位運転指令書*	原子炉本部総括室担当者		1年間	
	年度原子炉運転班構成表*	原子炉本部総括室担当者		1年間	
	原子炉運転変更指令書*	原子炉本部総括室担当者		1年間	
	弥生運転記録*	原子炉本部総括室担当者		10年間	

YAYOI OPERATIONAL CHECK SHEET (FORM-1) *	原子炉本部総括室担当者	1年間
弥生施設非常用電源設備作動試験記録	原子炉本部総括室担当者	1年間
YAYOI OPERATIONAL CHECK SHEET (FORM-2) *	原子炉本部総括室担当者	1年間
YAYOI OPERATIONAL CHECK SHEET (FORM-3)	原子炉本部総括室担当者	1年間
放射線モニタ運転記録	原子炉本部総括室担当者	1年間
電源・空調機械運転記録	原子炉本部総括室担当者	1年間
附属実験設備運転記録*	原子炉本部総括室担当者	1年間
弥生運転報告書*	原子炉本部総括室担当者	1年間
スクラム作動後の再起動承認書*	原子炉本部総括室担当者	1年間
原子炉運転に要する鍵の管理(使用)記録	原子炉本部総括室担当者	1年間
YAYOI OPERATIONAL CHECK SHEET (FORM-4)	原子炉本部総括室担当者	1年間
炉心内(A反射体内実験孔)物質挿入記録*	原子炉本部総括室担当者	1年間
挿入実験物登録申請書・登録承認書*	原子炉本部総括室担当者	1年間
核計装各チャンネル記録計記録紙	原子炉本部総括室担当者	10年間
プロセス計装各チャンネル記録計記録紙*	原子炉本部総括室担当者	1年間
放射線モニタ各チャンネル記録計記録紙	原子炉本部総括室担当者	1年間
空調監視盤各チャンネル記録計記録紙	原子炉本部総括室担当者	1年間

弥生施設内作業計画書	原子炉本部総括室担当者	1年間
弥生施設巡視点検記録	原子炉本部総括室担当者	1年間
年度実験申込書*	主査(総務係)	1年間
利用サイクル別実験申込書*	主査(総務係)	1年間
原子炉施設等保守作業記録	各部長(但し、燃料体検査記録は原子炉本部長)	1年間 但し、燃料体検査記録については、取出し後10年間又は同一事項に関する次の検査のときまでの期間
定期自主検査記録	原子炉本部長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
弥生施設SCRAM条件性能検査記録*	原子炉本部長	1年間
燃料体検査作業要領*	原子炉本部長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
放射線業務従事者登録名簿	原子炉本部長及び放射線管理部長	当該放射線業務従事者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録の保存期間が5年を超えた場合においてその記録を文部科学大臣が指定する機関に引渡すまでの期間
個人管理届	原子炉本部長及び放射線管理部長	当該放射線業務従事者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録の保存期間が5年を超えた場合においてその記録を文部科学大臣が指定する機関に引渡すまでの期間
搬出物品汚染検査記録	原子炉本部長及び放射線管理部長	10年間
線量の評価結果の通知について	原子炉本部長及び放射線管理部長	1年間
線量当量測定結果**1	原子炉本部長及び放射線管理部長	10年間
放射線の量の測定記録**2	原子炉本部長及び放射線管理部長	10年間

外部被ばく測定記録	原子炉本部長及び放射線管理部長	当該放射線業務従事者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録の保存期間が5年を超えた場合にあつてその記録を原子力規制委員会が指定する機関に引渡すまでの機関
個人線量管理票	原子炉本部長及び放射線管理部長	当該放射線業務従事者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録の保存期間が5年を超えた場合にあつてその記録を原子力規制委員会が指定する機関に引渡すまでの機関
環境用他 T L D測定結果	原子炉本部長及び放射線管理部長	10年間
放射線管理記録**1 (放射性物質の空气中濃度)	原子炉本部長及び放射線管理部長	10年間
放射線管理記録**1 (放射性物質で汚染された物の表面の放射性物質の濃度)	原子炉本部長及び放射線管理部長	10年間
放射線管理記録(Ⅱ)**1 (管理区域内における放射性物質で汚染された物の表面の放射性物質の濃度測定記録)	原子炉本部長及び放射線管理部長	10年間
汚染の状況の測定記録**2	原子炉本部長及び放射線管理部長	10年間
水中放射性物質の濃度測定に関する記録**1	原子炉本部長及び放射線管理部長	10年間
排水記録**2	原子炉本部長及び放射線管理部長	10年間
固体廃棄物一時保管庫点検記録	原子炉本部長及び放射線管理部長	1年間
保安教育記録	原子炉本部長	3年間
運転班員資格教育記録*	原子炉本部長	3年間
運転班長資格教育記録*	原子炉本部長	3年間
保安教育開催通知	原子炉本部長	3年間

核燃料物質の使用に係る 保安教育年間計画	原子炉本部長	3年間
訓練要領	主査（総務係）	次の訓練までの期間
N P P 各日巡視点検日報 記録（使用施設の各日点 検用）	原子炉本部長及び 主査（総務係）	3年間
核燃料貯蔵庫立ち入りの 際の「保安規定(燃)規定 対象物資貯蔵庫」点検表	放射線管理部長	3年間
廃止措置計画並びに保安 規定に係る指示書	原子炉本部長	次の指示までの期間
廃止措置計画に係る燃料 体取扱作業進捗記録	原子炉本部長	1年間
廃止措置計画に係る作業 要領（切断・蒸留・運搬 等）	原子炉本部長	次の改訂までの期間
廃止措置計画に係るマニ ュアル（切断・蒸留・運 搬等）	原子炉本部長	次の改訂までの期間

*：廃止措置計画が承認（平成24年8月24日）されたことに伴う、弥生施設保安規定の変更が承認された日（平成24年9月6日）以降の記録は該当なし。

**1：記録様式等の変更に伴い、平成29年8月18日の改定時以降は該当する記録なし。

**2：記録様式等の変更に伴い、平成29年8月18日の改定時より該当する記録あり。